

平成18年大洲市議会第3回定例会会議録 第2号

平成18年9月25日（月曜日）

~~~~~

出席議員

1番 大野 立志  
2番 上田 栄一  
3番 安川 哲生  
4番 福積 章男  
5番 山本 光明  
6番 西村 豊  
7番 武田 雅司  
8番 中野 寛之  
9番 二宮 淳  
10番 梅木 良照  
11番 梶田 和美  
12番 村上 常雄  
13番 水本 保  
14番 岩田 忠義  
15番 宮本 増憲  
16番 叶岡 廣志  
17番 後藤 武薫  
18番 有友 正本  
19番 古野 青弘  
20番 矢間 一義  
21番 向井 敏憲  
22番 岡 孝志  
23番 吉岡 猛  
24番 清水 久二博  
26番 山下 勝利  
27番 中野 茂明  
28番 吉岡 昇平  
30番 小泉 紘文

~~~~~

欠席議員

25番 田中 堅太郎  
29番 大野 新策

~~~~~

出席理事者

市長職務代理者

助 役

収入 役

総務部

部長

副部長兼危機管理課長

副部長兼総務課長

人事秘書課長

総務課長補佐

総務課行政係長

企画財政部

部長

財政課長

財政課長補佐

市民福祉部

部長

保険環境課長

建設農林部

部長

副部長兼農林水産課長

治水プロジェクト

担当副部長心得

長浜支所

支所長

肱川支所

支所長

河辺支所

支所長

農業委員会

事務局長

教育委員会

委員長

教育長

教育部長

公営企業

病院長

首 藤 馨

田 上 隼 藏

小 島 健 市

白 石 隆 壽

上 川 慶 信

神 元 崇

篠 原 雅 人

往 田 秀 樹

上 村 孝 廣

松 田 眞 繁

松 本 一

佐 伯 幸 一

岡 村 清 利

城 戸 良 一

松 岡 良 明

二 宮 勝

櫻 田 和 明

滝 野 弘 志

河 本 治

蔵 田 伸 一

岩 田 徳 幸

叶 本 正

尾 崎 公 男

谷 口 嘉 康

病院事務局副部長 垣 内 哲  
監 査  
委 員 藤 川 卓 見  
~~~~~

出席事務局職員

事 務 局 長 西 山 隆 夫  
次 長 池 田 悦 子  
事務専門員兼調査係長 藤 岡 章 男  
議 事 係 長 谷 野 秀 明  
~~~~~

議事日程

平成18年 9 月25日 午前10時 開 議

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

第 98号議案 平成18年度大洲市一般会計  
補正予算（第 3 号）  
第 99号議案 平成18年度大洲市国民健康  
保険特別会計補正予算（第  
2 号）  
第100号議案 平成18年度大洲市介護保険  
特別会計補正予算（第 2  
号）  
第101号議案 平成18年度大洲市土地取得  
造成特別会計補正予算（第  
1 号）  
第102号議案 平成18年度大洲市病院事業  
会計補正予算（第 2 号）  
第103号議案 大洲市国民保護対策本部及  
び大洲市緊急対処事態対策  
本部条例の制定について  
第104号議案 大洲市国民保護協議会条例  
の制定について  
第105号議案 大洲市災害派遣手当の支給  
に関する条例の制定につい  
て  
第110号議案 財産の貸付について  
第111号議案 大洲市総合計画基本構想に  
ついて

第112号議案 字の廃止について

第113号議案 平成17年度大洲市歳入歳出  
決算の認定について

第114号議案 平成17年度大洲市企業会計  
決算の認定について

第115号議案 専決処分した事件の報告並  
びに承認を求めることに  
ついて

（全議案に対する質疑並びに市政全般に対  
する質問）

~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 第98号議案～第105号議案、第110  
号議案～第115号議案

~~~~~

午前10時00分 開 議

○清水久二博議長 これより本日の会議を開きます。

~~~~~

○清水久二博議長 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

~~~~~

○清水久二博議長 まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、5番山本光明議員、6番西村豊議員を指名いたします。

~~~~~

○清水久二博議長 次に、日程第2、第98号議案から第105号議案及び第110号議案から第115号議案までの議案14件を一括して議題いたします。

全議案に対する質疑並びに市政全般に対する質問を行います。

この際、申し上げます。

各議員の今後の発言時間は、申し合わせのとおり1人当たり30分以内と制限いたします。

通告がありますので、順次発言を許します。

まず、叶岡廣志議員の発言を許します。

○16番叶岡廣志議員 議長

○清水久二博議長 叶岡廣志議員

〔16番 叶岡廣志議員 登壇〕

○16番叶岡廣志議員 議長の許しを得ましたので、私の質問、4点ほど質問をさせていただきます。

県道長浜保内線整備状況について。

現在、県道長浜保内線につきましては、豊茂地区までの大半が整備され、地域の重要な生活道路として、また瀬戸内海を一望できる観光道路として活用されているところであります。

また、本路線は瀬戸内海国立公園に指定されておりまして、豊かな森林を有しており、高山植物も数多く自生しています。山頂には、別格本山として名高い金山出石寺は、季節を問わず多数の参拝客でにぎわっているところでござい

ます。

しかし、残念なことに、5キロにわたって未改良道路のため、大型観光バスが通行に困難をきわめ、地元通勤者の朝夕の離合にさえ支障を来しているところが現状でございます。このことは、前回矢間議員が一般質問で質問をされ、答弁をされておりますが、再度お伺いするものでございます。

旧長浜町当時には、伊方原子力発電所における有事の際の使用道路として位置づけ、継続的な整備がなされておりましたが、合併後においては避難道路に対する取り組みを大洲市としてはどのように考えておられるのか。私はこの長浜保内線は単なる主要道路だけでなく、観光の面はもとより避難道路としての緊急整備に位置づけ、本路線の整備促進に取り組まれる考えはないのか、市当局のお考えをお伺いいたします。

次に、イントラネットで整備した光ファイバーの活用について。

愛媛県でも、今年10月1日から松山周辺地域でデジタル放送がスタートします。今テレビの普及率は、県民1人当たり1台あると言われております。しかし、2011年7月からは、テレビを買いかえるかチューナーを取り付けなければテレビは見るができなくなります。

また、デジタル化によっていろいろな情報を見ることができ、電話回線をテレビにつないで、クイズ番組などに参加できるとも言われております。今やテレビは見るものから使うものと変わろうとしております。

2011年から、すべての地域がデジタル化に完全移行したとき、多くのテレビが使用できなくなることが考えられますが、市民への広報、周知をどのように進めておられるのか。また、市民の理解は得られておるのかお伺いするものであります。

また、地上波デジタル放送によると、県外放送が見られなくなる。受信波が減る可能性があ

ります。このようなことから、難視聴地域が多くなるのではないかと考えられます。そこで、難視聴地域を解消するために、地域イントラネット補助事業により整備された光ファイバーを利用することはできないものか。今後市としてこの問題にどのように対応されていかれるお考えなのかお伺いをいたします。

17年3月議会におきまして、梅木議員の質問中、地域イントラネットの接続についての答弁で、情報基盤の整備について民間活力の導入、また通信事業者への支援も含め、今後慎重に検討を進めていきたいと答弁されております。現在どのような検討がなされているのか、その進捗状況をお伺いいたします。

次に、東若宮地区分譲地販売状況についてお伺いをいたします。

現在、大洲市土地開発公社が東若宮に所有する土地については、16年度から分譲が開始され、61区画に整備された土地は現在までに5区画が分譲され、いまだに大部分が未売却となっており、このままでは塩づけ財産となり、阿蔵、高山の二の舞になるのではないかと心配をしております。今後この分譲地をどう売却し、地域住民の住宅確保に努められるのかお伺いをいたします。

現在の計画で全区画譲渡した場合に、市の負担となる金額はどの程度になるのかお伺いをいたします。

次に、農林水産業についてお伺いをいたします。

中央におきましては景気回復の一端が見られると報道されておりますが、地方におきましてはまだまだ寒々とした環境の中にあります。特に農林水産業におきましては、暗いトンネルから脱し得ない状況にあり、先々の農林水産業に対しましての不安が募り、関心度が低下していることは否めない事実であります。

その中で、市当局におきましては国、県の事業を取り入れ、地域農林水産業の振興また活性

化のために、担当部署を初め日々御努力いただいておりますことは感謝申し上げます。

ここで現在、加戸知事みずからが会長になられまして取り組まれております愛媛農林水産物ブランド化推進事業についてであります。

食の安全性、健全な食生活に対する高い関心度を増大した中で消費者ニーズをかんがみ、意欲ある産地の積極的な加工、流通、販売の取り組みを重点的に支援し、「愛媛産には、愛がある」県農林水産物としてのブランド製品の流通販売体制を強化するのを目的と聞いております。

現在、大洲市において何種類のものがこの事業申請の検討をされているのか。

また、この事業の内容は何年続くのか。今後、大洲市としてどのような取り組みを考えておられるのかお尋ねをいたします。

聞くとところによりますと、18年度県森連が干しシイタケのブランド化が承認され、ブランド化に向けて諸事業がなされようとしております。大洲市の乾燥シイタケ生産者が乾燥機の導入を図られているようですが、県の3分の1の助成に対し、市として厳しい財源ではありますが、愛媛農林水産物づくり推進事業に取り組む生産者に対して、大なり小なりの予算化をしていただきたいと考えますが、理事者の御所見をお伺いいたします。

このことは、大洲市はもとより、今後中山間地域における農林水産業の基盤づくりと所得向上に非常に役に立つ事業であると信じてやまない一人であります。

以上、理事者の明快な御答弁を御期待申し上げます、私の全質問を終わります。

○首藤馨市長職務代理者 議長

○清水久二博議長 首藤市長職務代理者

〔首藤馨市長職務代理者 登壇〕

○首藤馨市長職務代理者 叶岡議員御質問中、東若宮地区分譲地の販売状況についてお答えをいたします。

この用地につきましては、東若宮地区土地区画整理事業の保留地を大洲市土地開発公社が取得したものでございます。当初、事業所用地及び事業所併用住宅用地として平成16年12月に21区画で分譲を開始したわけですが、長引く不況等の影響によりまして、本年7月までの分譲は2区画でございました。

この状況を受けまして、ことしの8月、住宅用地の小区画として再分譲を開始したところ、61区画に対しまして5件の申し込みがありまして、現在契約に向けて準備を進めているところでございます。

東若宮用地の今後の分譲計画につきましては、引き続き住宅用地として分譲をしてまいりたいと考えておるところでございます。

今回の分譲に当たりましては、新聞紙面の掲載や折り込み広告、また開発公社のホームページでPRを行いました。今後はさらに市の広報紙、また住宅メーカーや不動産取扱業者等に対しましても積極的なPRを行いますとともに、市内はもとより県内外に広め、早期処分に努めていきたいと考えておるところでございます。

また、現在の計画で全区画の売却となりますと、市の負担につきましては、本年8月末の簿価額が9億5,185万8,000円で、処分総額が8億729万8,000円となりますことから、差し引き8,156万円の簿価残額となるものでございます。今後も土地開発公社の健全経営化に向けて努力を続けてまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

以上、お答えとさせていただきます。

先ほど8億729万8,000円と、処分総額が申し上げたんですが、8億7,029万8,000円の誤りでございましたので、訂正をさせていただきます。

○上村孝廣企画財政部長 議長

○清水久二博議長 上村企画財政部長

〔上村孝廣企画財政部長 登壇〕

○上村孝廣企画財政部長 私の方からは、地域イントラネットで整備した光ファイバーの活用等についてお答えをいたします。

まず初めに、地上波デジタル化への市民への周知等についてでございますが、テレビ放送は今大きな転換期を迎えようとしております。5年後の2011年、平成23年7月には50年以上も続いたアナログ放送からデジタル放送へ移行するものでございまして、テレビのカラー化、近年のハイビジョン放送をはるかに超える大変革であると言われております。このデジタル化は、国がIT戦略、放送の高度化、周波数の有効活用という目的により推進しているものでございまして、既に2003年12月1日から一部の大都市におきましては放送が開始されておまして、今年末までには全国の都道府県庁所在地におきまして、また2008年4月には本市におきましても受信できる計画となっております。

さて、デジタル化に向けた愛媛県の取り組みでございますが、地上デジタル放送の普及、推進活動を行っております愛媛地上デジタル放送推進協議会では、ことし3月に地上デジタル放送推進のための行動計画を取りまとめ、県民視聴者の理解の醸成、送信環境及び受信環境の整備に向けまして、関係機関がおのこの役割分担のもとで全力で取り組んでいくとの方針を示されたところでございます。

その具体的な取り組みについて申し上げますと、地上デジタル放送の中継局の整備に係ります中継局ロードマップの策定、公表。アナログ周波数変更対策。ケーブルテレビによります地上デジタル放送の再送信。受信機の普及推進などがございまして、市民への周知につきましては、地方公共団体、四国総合通信局、放送事業者が行うこととなっております。既に連日テレビ、新聞等を通じて情報番組やスポットが流れているほか、家電販売店の店頭等で周知が図られているところでございます。

本市といたしましても、今後地上波デジタル

放送への移行に向けた中で、市民の皆様へのさまざまな対応が必要となってくるものと考えておりますが、いまだ国、県の方策が示されていない状況でございますので、今後国、県への働きかけはもとより、愛媛地上デジタル放送推進協議会との連携を図りながら対応をしてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、デジタル化に伴う難視聴地域解消における光ファイバーケーブルの利活用についてでございますが、本市は昨年の4市町村の合併によりまして、市域面積が約2倍に拡大をいたしております。その面積も432平方キロメートルと広く、山間部の起伏にとんだ地形により、地上デジタル放送を視聴するには、必ずしも好条件にあるとは言えない状況でございます。

今後デジタル化の進行によりまして、県都の親局から送信されました電波を中継局へとリレーし、各世帯が受信することになりますが、条件不利地域におきましては、多くの課題が山積しているものと考えております。

特に、難視聴エリアへの中継局等の整備見通しが立っていないという状況もございます、これらの課題解決が極めて重要になるものと考えております。

その補完的な施設といたしましては、地域イントラネットで整備した光ファイバーケーブルを地上デジタル放送用の伝送施設として活用ができないかとのことでございますが、市といたしましては情報格差の是正や難視聴対策の観点から、地上デジタル放送の視聴可能世帯を着実にふやす手法として対応すべき事案でございます、来るべきデジタル化の全面移行に向けた一助となるよう放送事業者の動向を踏まえながら、可能な範囲で対応したいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、情報基盤の整備について、民間活力の導入や通信事業者への支援策も含めてどのように検討しているのかという御質問でございます

が、国におきましては平成18年8月に官民連携によりますブロードバンド、いわゆる高速大容量通信網の全国整備につきまして、「次世代ブロードバンド戦略2010」を策定いたしまして、この中で2010年度までにブロードバンドゼロ地域を解消し、さらに超高速ブロードバンドの世帯カバー率を90%以上とするという2つの整備目標を掲げまして、ブロードバンドの全国整備を積極的に推進することにいたしております。

この整備に当たりましては、引き続き民間主導を原則に促進することとされておりますが、条件不利地域など投資効率の悪い地域の整備につきましては、事業者、自治体、地域住民等の関係者の連携による整備推進や自治体が保有する光ファイバー網の開放、あるいは無線等の導入によります整備推進策が示されているところでございます。

これらのことから、当市の光ファイバー網につきましては、補助事業の性格上、現段階では使用目的が限定されておりまして、直ちにこれを開放して活用することはできませんが、今後総務省と協議を進めながら、開放に向けての準備を進め、国の戦略に沿うよう地域間の情報格差の是正と高速大容量の通信環境の整備を目標に民間活力の導入や光ファイバーの電気通信事業者への貸出による支援策を講じていきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上、お答えといたします。

○城戸良一建設農林部長 議長

○清水久二博議長 城戸建設農林部長

〔城戸良一建設農林部長 登壇〕

○城戸良一建設農林部長 私の方からは県道長浜保内線の整備状況についてお答えをいたします。

主要地方道長浜保内線の整備につきましては、長浜中村線から豊茂地区集落までの区間を2車線による整備計画により生活道路改良整備事業等の導入を図りながら継続的に取り組んで

いただいているところでございます。これによりまして、残りの箇所につきましては早期に完成が図れるものと考えております。

近年の道路事業を取り巻く環境は厳しく、事業の必要性や優先順位などが強く求められ、議員お尋ねの未整備区間につきましては、日常の通行量も少ないことなどから整備計画に上がっていないのが実情であります。しかしながら、金山出石寺は瀬戸内海国立公園や愛媛県の名勝にも指定をされ、多くの人たちが訪れる県内有数の観光地となっております。

また、本路線は県のアクセスプラン関連道路として重要路線となっているところでございます。議員御指摘であります避難道路としての位置づけは難しい状況でございますが、平成16年3月に改定をされました愛媛県原子力防災計画の中で、緊急輸送路として国道197号と国道378号の予備路線になっております。このことから、未整備区間につきましては、局部的な改良や待避所設置など道路の利用状況に応じました整備手法により早期実現が図れるよう引き続き県に要望してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いをいたします。

以上、お答えといたします。

○松岡良明建設農林部副部長 議長

○清水久二博議長 松岡建設農林部副部長

〔松岡良明建設農林部副部長 登壇〕

○松岡良明建設農林部副部長 それでは、私の方から、議員御質問中農林業のうち農林水産物のブランド化の推進についてと、これに伴います推進事業につきましてお答えをいたします。

愛媛県では、農林水産業及び関連産業の振興、さらには地域経済の活性化を強力に推進するため、平成17年6月にえひめ愛フード推進機構を設立いたしまして、平成18年から20年の3カ年間で本県独自のブランドとなります農林水産物や加工品の発掘、認定、新商品の開発、支援、さらにはこれらの販路開拓を進めるとも

に、地産地消や食育の一層の推進を図ることとしております。

この組織のブランド戦略といたしましては、「愛媛産には、愛がある」をキャッチフレーズといたしまして、県産農水産物のトータルブランドイメージのもと、個別商品、産地、県域で包括的にブランド化を推進いたしまして、品質と安全、安心等にすぐれた県産農林水産物の上級品であることや、生産者が愛を込めてつくった産品であることを消費者にアピールすることとしております。

県下においては、現在13品目、37件のブランド化の申請が提出されておりました、その中には県産のシイタケや温州ミカン、愛媛たいき農協管内では内子町の富有柿などがございます。

議員御質問の大洲市におけるブランド化の取り組みにつきましては、大洲における農林水産物が多種多様であることから、生産者が静観しているといった状況下でございまして、今のところブランド化への申請は提出していない状況でございます。

しかしながら、食の安全、安心が問われる中、減肥料、減農薬の取り組みを実施しております、特別栽培農産物として商標登録も取得しております、「エコラブ」の商標の野菜関係や長浜のフグ、さらには特用林産物のブランド化などの潜在能力を秘めた産物もございまして、今後も関係機関と協議を重ねながら、ブランド化への推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、ブランドづくりのための事業でございます。愛媛県農林水産物ブランドづくり推進事業の導入についてお答えをいたします。

この事業は、県内で生産されます農林水産物を対象に、消費者に信頼され、支持、評価される意欲ある産地の積極的な加工、流通、販売の取り組みをしている事業体に対しまして支援している事業でございます。

本年度大洲市では、議員御質問のとおり、愛

媛県森林組合連合会において、「えひめのしいたけ」としてシイタケのブランド化に向けてえひめ愛フード推進機構へ認定審査を申請しております。それに伴う大洲市の生産農家の意欲的な取り組みが評価されまして、シイタケ生産振興のための事業導入が図られたものでございます。

また、この事業に対する追加補助等の要望でございますが、大洲市も厳しい財政状況の中、野菜生産支援のための野菜経営安定化事業やシイタケ生産振興事業など各種農林水産振興のための補助事業を実施しております。大洲市内すべての農林漁業者に有益な事業を行うことが肝要と考えております。

このような観点から、将来的に地域の基幹的な農産物として振興していく必要性、緊急性、有効性、妥当性等を考慮しながら各種事業導入及び支援していく必要があると思っておりますので、補助事業につきましては、財政事情を考慮しながら、当該事業を含む農林水産業すべての事業を対象に各種事業の見直しを行いまして、農林水産業の振興に取り組みたいと考えておりますので、御理解、御協力をお願いいたします。

以上、お答えといたします。

○清水久二博議長 次に、山本光明議員の発言を許します。

○5番山本光明議員 議長

○清水久二博議長 山本光明議員

〔5番 山本光明議員 登壇〕

○5番山本光明議員 自民クラブ、山本光明でございます。9月議会一般質問をするに当たりまして、まず大森市長さんにおかれましては、入院加療中ということでございまして、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い御回復を衷心より願っているところでございます。

聞き及んでいるところによりますと、大森市長さんはこの9月議会の復帰に向けて強い意欲

を持たれ、リハビリに専念されていたようでございますが、担当医師より、完全に回復してから復帰されるようにとのお勧めもあり、9月議会は断念されたとのこととあります。大森市長さんの責任感から一日も早い復帰をという心情は察して余りあるものがございますが、市長という大変な激務を伴う職責でございますので、十分に回復され、完全復帰を心より願うものでございます。しかしながら、いつごろ復帰されるのか。大洲市民の皆さんが大変心配されておられます。確定はできないと思いますが、見通しがございそうですしたら御報告いただきたいと思っております。

それでは、財政問題についてお尋ねをいたします。

広報「大洲」の今月9月号には、市の財政は赤信号として財政の現状などが掲載されております。実質単年度収支は4年連続の赤字である見込みであること。その大きな原因の一つは、地方交付税の落ち込みであることなどがその主な内容でございました。地方交付税の推移のグラフでは、平成12年度の約127億円をピークに減少し、今年度見込みは約111億円とされており、この5年ほどで16億円減少したことになります。

これを見る限り、本市の最大の財源であります地方交付税は減少の一途のようでございます。

加えて、今後地方交付税を人口や面積を基礎として見直すという施策も聞き及んでおり、私はますます厳しくなるような危機感を持っております。そこで地方交付税の今後の見通しとその対応について、まずお伺いをいたします。

次に、先月の新聞などで財政の健全性を図る新しい手法として、実質公債費比率が公表され、大洲市は県下20市町の中で最悪の23.1%であることが報道されております。市長職務代理者の首藤助役さんは、提案理由の説明の中でこのことについて触れられ、昨年度策定した公債

費負担適正化計画で適切な起債発行管理などをしており、平成24年度には18%以下にしたいと述べられました。

このような中、阿蔵・高山用地取得費が今議会に提案され、12億円もの起債発行が予定されております。長年の懸案を解決するためとはいえ、阿蔵・高山用地取得のため、新たに12億円もの借金をするわけでありますが、これらは起債発行による平成18年度末の地方債残高の見込みと、またこのことにより起債制限比率などに大きな影響が生じ、財政運営に支障がないのか、今後の見通しについてもお尋ねをいたします。

私は3月議会でも質問をいたしました、ちなみにそのときの平成16年末の起債残高は約366億円、市民1人当たりになると70万円にも上る大変な額でございました。

総括といたしまして、本市の最大の財源であります地方交付税は年々減少を続け、実質公債費比率23.1%が示すように、過去の借入金の支払いなどで、本市の財政はまさに危機的な状況ではないかと強い危機感を持っております。

このため、健全な財政構造が確立できるよう、また次世代に負担を先送りしないようさまざまな行財政改革が必要であることは申すまでもございません。このような厳しい財政状況を考えますと、昨年度策定されました行政改革大綱等に基づく行財政改革をもっとスピードアップし、前倒しや見直しも必要と考えますが、理事者がどのような危機感を持たれておられるのか、今後の市政運営についても御所見をお伺いいたします。

続きまして、行政改革についてお尋ねをいたします。

3月議会でも質問をいたしました、集中改革プランの地域協働の推進の項目、区長制度、自治会制度、コミュニティ制度の統一、いわゆる行政連絡機構等再編、統合の計画についてであります。この問題につきましては、合併協

議の中でも、合併協定書により行政連絡機構等の取り扱いについては、現行のまま引き継ぎ、合併後の新市において、行政区の再編を含めて検討をすることとし、報酬、運営費補助等についても新市において調整することが確認されております。

さきの3月議会で現在の状況と今後の方向性についてお尋ねをしたところ、市長より旧大洲市、旧長浜町では区長制度、旧肱川町では自治会制度、旧河辺村では行政連絡員制度で運用されており、これらの組織については地域のコミュニティ、公民館活動、納税組合などが密接に絡んでいる。平成17年度においては、関係する市の担当職員レベルで調整方針や方向性などについて、協議を進めさせて検討に入っており、平成18年度において現在の区長制度や自治会制度を見直しすべきところは見直しを行い、新しい自治会制度への移行について方針を固めて協議を進めたいとの答弁をいただいております。

現在、大洲市行政連絡機構等再編・統合計画検討委員会が組織され、区長会や公民館長の代表の委員により検討が進められていることは存じております。

しかし、この問題は住民生活に密着する重要かつ関心の高い問題であり、協定書の行政区の再編を含めて検討するが、手つかずであります。中心となるべき自治会が任意の団体ということで、踏み込んだ意見が交わされていないように思います。

私は、合併した新大洲として当然統一した組織形態で行政運営は行うべきであると賛同をしているものでございますが、いささか早急な感が否めないわけでもございません。そこで、現在の検討状況と今後の基本的な考えをお示しいただきたく、お尋ねをいたします。

次に、行政連絡機構等再編・統合計画とあわせて検討されている納税組合についてお尋ねをいたします。

新大洲市におきましても、旧4市町村に引き続いて納税組合が組織され、市税の収納に多大な貢献をしております。そのおかげで、現年課税分の収納率は、昨年度も県下11市の中で1位を堅持できたと聞き及んでおり、新市のまちづくりに大いに寄与してきたと考えております。

また、納税奨励金は、地域コミュニティの活動資金としてほとんどの地区で活用されており、行政区を中心とした貢献をしております。

いろいろな問題から納税組合廃止はやむを得ないとは思いますが、お世話をされておられます地域の役員の方々は、納税組合廃止により、納税奨励金がなくなるのではないかと不安も持っておられます。

少子・高齢化の急速な進展、近所づき合いの疎遠化など、地域コミュニティの崩壊が全国的にも危惧される状況にあり、この改革を実施される場合は十分な市民への説明と住民自治への支援体制の構築を行うべきであると考えております。改革の方向性、市民への説明手順などにつきましてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

続きまして、教育行政についてお尋ねをいたします。

まず、学校の統廃合の問題についてでございますが、大洲市教育委員会では、市立小・中学校の統廃合を今月中にも検討、開始されるようでございます。少子化や危機的財政事情の中、やむを得ないことだと理解をしておりますが、学校の統廃合を検討されている他市町では、住民の反発も強いようでございます。統廃合をするに当たっては、賛否両論あるわけでございますが、反対の一番の要因は、学校がなくなれば過疎化に歯どめがかからなくなるという意見であり、地方の活力がさらに失われるのではないかと懸念ではないでしょうか。

また、結論を急ぐ余り、地元住民の理解が得

られていないのも大きな要因でございます。これらのことを踏まえ、大洲市では今後どのような方針で進めていけるのか。また、実施時期はいつごろを予定されているのかお伺いいたします。

あわせて、学校の給食の問題は、統廃合と切っても切れないことでございます。旧長浜町の給食の問題は、一日も早い実施を望みますが、旧大洲市の学校給食センターも老朽化し、建てかえが必要になっております。今後の学校給食のあり方につきましても、御所見をお願いいたします。

次に、施設の安全管理についてお尋ねをいたします。

埼玉県ふじみ野市の市営プールでふたが外れた吸水口に小学児童が吸い込まれ死亡した事故は、まことに悲惨なものでございました。それを受け実施された全国調査では、安全不備な施設が500カ所以上との結果でございました。愛媛でも安全不備が指摘されているようでございますが、平野総合運動公園のプールに行ってみますと、ことしは流水をとめているとの放送がございました。大洲市では学校のプールも含め、安全管理はどうなっているのか御報告をいただきたいと思います。

またあわせて、「のどもと過ぎれば熱さ忘れる」の例えではないですが、以前遊具の事故も問題になりました。それ以降管理はどうなっているのかお尋ねをいたします。

続きまして、農業関係からイノシシの被害対策についてお尋ねをいたします。

たかがイノシシと思われませんが、されどイノシシでございます。つい先日は広島で70歳の男性がイノシシにかみ殺されるという悲惨な事故が起きました。農作物の被害は年々ひどくなり、台風の被害に匹敵するのではないかと感じております。

そこでまず、イノシシによる農作物の被害について調査をされたことがあるのかお尋ねをい

たします。

次に、市ではイノシシ対策として電気防御さくの3分の1を補助し、有害鳥獣捕獲として200万円、うち40万円は県の補助でございますが、援助をされておられます。その実績について御報告をいただきたいと思います。

昨日も、収穫前の水田が荒らされました。聞き取り調査に回ってみますと、イノシシというのはそのほとんどがイノブタでございまして、繁殖力が大変旺盛で、年に二、三度子供を産み、しかも1回、最高8頭ほど生まれるとのことでした。猟友会も高齢化し、後継者不足で年々会員が減っているのが実情でございます。皆さんこのままでは大変なことになるとの認識でございました。被害は西日本全域に及んでいるようでございます。

そこで、かつて野ウサギの被害に対処されましたように、愛媛県全域でイノシシにつきましても対策を練っていただきたい。現在の対策では、焼け石に水の感があり、被害が根絶するよう大洲市がリーダーシップをとって県や市長会に要望していただきたいと懇願をする次第でございますが、いかがでございましょうか。御所見をお願いいたします。

高齢化や後継者不足のため、畑を荒らすのはやむを得ないが、イノシシの被害のために耕作意欲がなくなり、畑を荒らすのは耐えられないとの農家の方々の悲痛な叫びがございします。よろしく願いをいたします。

最後に、河川の美化関係についてお伺いをいたします。

自由民主党の安倍新総裁は、美しい日本をキャッチフレーズにされ、また本も出版されております。言いかえれば、美しい大洲でございます。その美しい大洲の中心は何といいましても肱川でございましょう。その肱川を守るため、肱川清流保全条例が平成13年6月29日に施行されております。その第18条に、市に河川の浄化等を推進するため、河川美化協力員を置くこと

が設置規定により定められています。

また、同施行規則では、第10条に協力員の任務が掲げられ、その活動内容も記載されております。その活動内容を抜粋いたしますと、月2回程度河川を巡視するとともに、日常生活の範囲内で知り得た情報を保険環境課に連絡すること。年に三、四回開催する河川美化協力員会に出席すること。月に1度、事務局に活動記録表を提出すること。河川浄化及び河川環境の保全に関する提言や啓発に関する教育活動への協力を行うこととあります。その活動に対し、活動報償費として1人月額3,000円が支給されておりましたが、その内容からはほとんどがボランティアでございました。

河川美化協力員は、河川の浄化等に理解があり、その任務に必要な熱意を有する者で構成されており、当初は相当の成果がございました。しかしながら、先ほど申し上げましたように河川美化協力委員会は年に三、四回開催することになっているにもかかわらず、会議は平成13年に2回開催されたものの、平成14年と15年には1回開催されただけで、それ以降は全く開催されておられません。また、委嘱状の交付も月おくれで、任期の空白ができております。加えて、活動報償費も平成17年3月分までは支出していたが、それ以降は廃止し、かわりとして、開かれもしない協力員会議出席の際に、出席報償費を支払うことになっていると、協力員に何の相談もなく一方的に決められております。

市は事の重要性を全く自覚されていないと、怒りさえ覚えるところでございます。環境問題が叫ばれている今こそ、この問題は抜本的に最初から再構築すべきと考えますが、市長職務代理者としての御所見をお伺いいたします。

未来に向かってすばらしい大洲、美しい大洲をつくっていくため、理事者の前向きな御答弁をお願い申し上げ、以上で私の質問を終わります。

○首藤馨市長職務代理者 議長

○清水久二博議長 首藤市長職務代理者

〔首藤警市長職務代理者 登壇〕

○首藤警市長職務代理者 山本議員御質問中、市長の容態についてと、それから先ほどの河川美化協力員についてお答えをいたします。

まず、御質問中の市長の容態についてお答えをいたします。

このことにつきましては、さきの全員協議会等でも御説明を申し上げましたように、術後の経過については順調に回復に向かっております。今議会冒頭のあいさつでも申し上げましたが、大森市長自身は公務復帰への意欲を強く持っておるところでございます。このことで今月の11日に主治医と相談されまして、その結果、大事をとってあと1カ月程度は療養と経過観察が必要という所見があったようでございます。このことから推測いたしますと、来月の中ごろには元気な姿で公務に復帰できるものと確信をいたしておるところでございます。

以上のようなことで、私ども職員といたしましても、一日も早い復帰を待ち望んでいるところであります。

生体肝移植という非常に大きな手術でありましたが、術後一定期間を療養に専念するということが最も重要なことではないかと思っております。議員各位には大変御心配をいただき、また御迷惑をかけておるわけですが、もうしばらくの間見守っていただきますようお願いを申し上げますわけでございます。

次に、河川美化協力員についてお答えをいたします。

環境の世紀と言われる今日におきまして、市民に安らぎと潤いをもたらす肱川の環境保全を図ることは、環境行政を推進していく上で大変重要な課題であると認識をいたしております。

旧大洲市におきましては、肱川清流保全条例に基づきまして、河川の浄化に理解があり、その任務に必要な熱意を有する方14名を河川美化

協力員といたしまして委嘱をいたし、河川パトロールや河川の浄化、河川環境の保全に関して提言をいただいたところでございます。

議員御指摘のとおり、活動期間の空白、それから会議の未開催など、旧大洲市の取り組みは不十分なものがあったわけでございます。協力員の皆様にも御迷惑をおかけいたしましたことに対しましては、おわびを申し上げたいと考えておるところでございます。

新市になりまして、新たに選定基準を定めまして、新市全域を対象に30人の協力員をお願いしていくべく現在各地区の区長会、自治会長さん方に推薦をお願いいたしておるところでございます。

新体制におきましては、今までの反省をもとに活動体制を整備いたしまして、河川美化協力員との連携をより一層深めてまいりまして、市民、事業者、行政が一体となりまして、清流肱川の環境保全に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

不十分なところはおわび申し上げ、御理解と御協力をお願い申し上げたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○小島健市総務部長 議長

○清水久二博議長 小島総務部長

〔小島健市総務部長 登壇〕

○小島健市総務部長 それでは、私の方からは行政改革に関しまして、まず区長会、自治会、公民館等の再編、統合計画についてお答えをいたします。

今日行政の円滑な推進のために何かと御協力をいただいております行政連絡機構の組織につきましては、先ほど山本議員が申されましたように、合併前の各自治体の制度をそのまま新市に引き継いでおりまして、旧大洲市と旧長浜町が区長制度、それと旧肱川町が自治会制度、旧河辺村が行政委員制度というふうに異なった組織体制となっております。

この行政連絡機構等の取り扱いにつきまして

は、新市において検討、調整するという合併協定書に基づきまして、これまでの間、庁内の関係課による事務協議を行いますとともに、関係団体との調整を進めているところでございます。

この関係団体との調整につきましては、現在大洲市行政連絡機構等再編、統廃合計画検討委員会を設置をいたしまして、市としての原案をお示しして検討を重ねていただいているところでございます。

この検討委員会につきましては、組織の再編、統廃合に関係する区長会、自治会、そして公民館これらを代表者として旧市町村4名ずつ、それと行政から4人の計20名で構成をしております、7月26日に開催されました第1回目の検討委員会においては、市としての基本的な再編、統廃合計画案を提示をさせていただいているものでございます。

この新市の原案につきましては、各関係団体との調整が必要となってまいりますので、第1回目の検討委員会では意見交換等を行いました上で、一たんこれを各団体に持ち帰っていただきまして、御検討をしていただくことにいたしましたところでございます。

そして、各団体からの御意見等を事前に取りまとめまして、8月28日に第2回目の検討委員会を開催いたしまして、各団体から出されましたその御意見等に対する回答を行って、再度協議を行っていただいたところでございます。その結果、検討委員会としては、市がお示しをした組織の再編、統廃合計画案の基本的な事項について御了承をいただいたものでございます。

このことから、10月3日に開催予定であります第3回検討委員会におきましては、具体的な自治会規約のモデル例などをお示しをして、最終案の取りまとめに向けた協議を進めることにいたしておりまして、平成19年度からはこの統一された組織によって執行できますように努めてまいりたいと考えております。

組織の再編、統合に関します市の基本的な考え方について申し上げますと、まず区長会等の組織につきましては、平成19年度からは統一した設置規定を整備いたしまして、区長及び区長会の制度として再編、統廃合する計画でございます。

次に、公民館組織につきましては、これまで運用面において違いがございましたので、行政連絡機構の再編、統廃合計画の中であわせて調整を進めまして、公民館及び分館制度として統一する計画でございます。

このように、区長及び公民館の制度につきましては、市及び市教育委員会が設置をいたしまして、その区長さん、区長、館長等は市長または市の教育委員会が委嘱あるいは任命する組織として統一する計画でございますけれども、これらの組織は議員さんも申されましたように、任意団体であります各地域の自治組織とのかかわりを緊密にいたしまして、協働して地域づくりを進めていくことが重要であると考えられるわけでございます。

この地域自治組織につきましても、それぞれ合併前のまま新市に引き継がれておりますので、旧大洲市はコミュニティー推進委員会、旧長浜町と旧肱川町は自治会といった組織によりましてそれぞれ地域づくり活動が行われている現状でございます。

この地域自治組織につきましては、任意団体として各地域の実情や独自性等を尊重することがもちろん大切ではございますけれども、市及び市教育委員会が設置いたします区長及び公民館制度の再編、統合と並行いたしまして、この際これらの地域自治組織につきましても、自治会としてその名称を統一することにいたしまして、その組織の体制についても、可能な範囲において統一した組織づくりを行っていただきたいと考えているものでございます。

今年8月1日付で公民館等の職員26名の者に市長部局としての地域自治担当の兼務辞令を交

付いたしまして、地域自治組織の確立に向けた地域との窓口体制を整えたところでございますので、議員各位初め関係の皆様御協議、また御理解をお願い申し上げる次第でございます。

次に、納税組合の方向性に関しましてお答えをいたします。

納税組合につきましては、税収を確保して円滑な市政を運営していくということにウエートを置きまして、格段の御貢献をいただいております。山本議員が申されましたように、おかげで大洲市の市税の収納率、県下の市の中で長年にわたって第1位を堅持しているところでございます。お世話をいただいております区長各位、また市民の皆様に深く感謝を申し上げますのでございます。

この納税組合制度につきましては、合併協定書におきまして現行のまま引き継いで、新市において調整するというふうに確認をされておりますので、これまで事務レベルの協議を皮切りに調整を進めてきたところでございます。

この納税組合制度につきましては、区長また自治会制度との関連がございますので、市の考え方を整理をいたしまして、現在行政連絡機構等再編、統合計画の検討委員会において、あわせて御協議をいただいております。

市といたしましては、近年プライバシーの保護に対します市民の関心が非常に高まってきておりますので、また市としても個人情報保護条例を施行するなど、個人情報の取り扱いに関しましては、万全を期する必要が生じております。これが第1点。

また、組合で多額の現金を取り扱っていただきますので、事故の危険性が伴っております。そして、煩雑な事務処理がありますので、高齢化の進展もあり、役員の確保が難しくなりつつあるといったような理由がございます。そういった理由によりまして、今年度をもってこの納税組合は廃止をいたしまして、口座振替を中心とした納税方法に切りかえていきたいというふ

うに考えております。

なお、納税奨励金にかわります地域コミュニティ、住民自治活動への支援措置といたしましては、納税奨励金の財源を充用することによりまして、先ほど御説明をいたしました各地区の自治会に対する補助金の交付制度を考えているところでございます。

この納税組合制度から口座振替制度への移行に際しましては、市民の皆様に御理解をいただいて、御協力をお願いする必要があるもので、先ほどの組織の再編、統合計画とともに、10月から11月にかけて各地区の区長会、自治会等において説明会を実施してまいりたいと考えているところでございます。

ただ、この説明会等あわせて広報「大洲」、またホームページ等を通じまして、市民の皆様にお知らせをしてまいりますとともに、金融機関の御協力もお願いいたしまして、口座振替によります納税の推進活動を積極的に進めてまいりたいと考えております。

この件に関しまして、議員各位を初め、市民の皆様の御理解、御協力をお願い申し上げます。

以上、お答えとさせていただきます。

○上村孝廣企画財政部長 議長

○清水久二博議長 上村企画財政部長

〔上村孝廣企画財政部長 登壇〕

○上村孝廣企画財政部長 私の方からは、財政問題についてお答えをいたします。

まず、地方債残高と起債制限比率等についてでございますが、地方債残高につきましては、繰越事業等不確定要素もあり、現時点での見込みとなりますが、一般会計におきましては平成17年度末、約351億円から約11億円減少し、平成18年度末には約340億円になるものの、特別会計におきましては阿蔵・高山用地取得や公共下水道事業のため、約16億円増加するものと見込んでおるところでございます。

企業会計も含めた全会計の平成18年度末地方

債残高は約522億円となり、前年度末と比較をいたしますと、2億円程度の増加になるものと見込んでおります。

また、起債制限比率等につきましては、大洲市公債費負担適正化計画によりまして、適切に起債発行額を管理をしながら、中・長期的に安定した財政運営を行うことといたしております。

平成17年度の起債制限比率は14.6%でございますが、計画では平成19年度をピークに減少に転じさせ、平成23年度には13%以下にしたいと考えております。

今後とも起債管理につきましては、将来にわたる財政の健全性の維持や毎年度の収支バランスの視点によりまして、慎重に行ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、地方交付税の見通しと今後の市政運営について申し上げます。

地方交付税は、所得税など国税5税の一定割合を地方公共団体の財源の不均衡を調整するとともに、どの地域に住んでいても一定のサービスが受けられるよう地方の財源を保证するため、再配分されるものでございます。総額の94%を普通交付税として、残り6%を特別交付税として交付されることになってございます。

今年度の普通交付税につきましては、交付額が決定をいたしております、大洲市への交付額は対前年度比5億2,000万円の減。率にいたしまして5.6%減の87億5,539万3,000円となっております。

ちなみに、地方財政計画におきましては、対前年度比5.9%の減額となっておりますので、ほぼ全国平均での減額となっておりますのでございます。

御指摘のように、地方交付税は本市の最大の財源でございまして、近年の地方交付税の減収は、市財政の根幹を揺るがしております。今年度も算定の結果、普通交付税が前年と比べ約5

億2,000万円の減少ということになりましたので、非常に苦しい財政運営を強いられることになっております。

また、国では平成19年度概算要求がなされておりました、地方交付税は対前年度比2.5%減での要求となっております。

また、新型交付税の導入等も検討されているようでありまして、詳細はこれからの予算編成等で決定をされますが、地方に必要な財源が確保できるよう全国市長会等を通じて地方の声を届ける必要があると考えております。

このような中、本市といたしましては、急激な財政環境に耐える柔軟性のある財政体質を目指す必要があると考えております。

また、安定した柔軟性のある財政体質となることができれば、急激な財政環境の変化に対応できるとともに、多様な市民のニーズにこたえることが可能となります。このため、昨年度策定をいたしました大洲市集中改革プラン等の推進に危機感を持って全力で取り組むことによりまして、当面の厳しい状況を乗り切りながら、中・長期的に安定した、柔軟性のある財政構造の構築を目指してまいりたいと考えております。

また、行財政改革の前倒しや見直しも必要ではないかとの御指摘がございました。御指摘のように財政状況の変化など地方自治体を取り巻く変化に対応した計画の見直しやスピードアップは必要と考えております。

昨年度策定いたしました大洲市集中改革プラン等の計画期間は平成17年度からの5カ年となっておりますわけですが、本格的な検討は本年度から取りかかるものが多く、今年度の取り組み状況等を検証をしながら、新たな項目の追加や実施年度の前倒しの検討も行っていきたいと考えておりますので、御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、お答えいたします。

○城戸良一建設農林部長 議長

○清水久二博議長 城戸建設農林部長

〔城戸良一建設農林部長 登壇〕

○城戸良一建設農林部長 私の方からは農業関係のイノシシ捕獲についてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、近年イノシシによる被害は全国的に拡大をし、本市におきましても水稲、果樹、野菜等への被害が多発している状況で、その対策に苦慮しているところでございます。

イノシシ対策としましては、平成16年に県が策定をいたしました愛媛県イノシシ適正管理計画に基づき、県下で年間1万頭の捕獲を目標に個体数そのものを減少させることで計画を進めております。

鳥獣類による県下1年間の被害状況につきましては約4億円で、そのうちイノシシによる被害は約1億9,000万円、大洲市内では約1,500万円の被害額となっております。

昨年度の市内での捕獲状況につきましては、11月からの猟期期間を除き、特別捕獲許可で捕獲いたしましたイノシシは438頭、今年度は現在までに151頭の捕獲となっております。

鳥獣類害防止対策につきましては、電気牧柵器の導入によります農作物被害の軽減を図っておりますが、昨年と本年度で約150カ所の電気牧柵器導入のための事業支援を実施しているところでございます。

イノシシなどの有害鳥獣につきましては、銃器による個体数そのものを減少させる捕獲が最善の被害防止対策であると考えております。これらの18年度の有害鳥獣被害対策にかかります事業補助金の内訳としましては、イノシシ対策200万円、カラス対策及び電気牧柵器導入などを合わせまして約550万円を計上をしておりますが、当面は財政事情等を考慮いたしまして、現状維持の予算をもって対策に努めたいと考えております。

なお、県への対策費等につきましては、大洲

市有害鳥獣対策推進協議会を初め関係機関とも協議をしながら、連絡を密にし、愛媛県鳥獣害防止対策推進会議を通じ、予算の増額について要望を行ってまいりたいと考えております。

議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。まして、お答えといたします。

○尾崎公男教育部長 議長

○清水久二博議長 尾崎教育部長

〔尾崎公男教育部長 登壇〕

○尾崎公男教育部長 それでは、私の方からは教育行政について3点お答えをいたします。

まず、学校統廃合についてであります。小・中学校の児童・生徒数は少子化に伴い年々減少傾向にあり、今後においてもこの傾向が続くことが予測されております。

御指摘のように、市の現状を考えますと、学校の統廃合を考える段階に来ていることはやむを得ない状況であるというように思っておりますので、今後学校統廃合検討委員会を設置し、具体的な検討を進めてまいりたいというように考えております。

検討に当たっての方針としましては、学校の主人公は子供であり、地域住民であるということ。また、学校は地域コミュニティの中心であるということなどを考慮し、さらに地域の特性や歴史的経過等も踏まえながら、保護者や地域住民の皆様と十分協議を重ね、理解と納得が得られるよう慎重に対処してまいりたいと考えております。

また、実施時期につきましては、年度内に検討委員会を設置し、19年度末までには統廃合計画とそれに伴う年次計画を策定したいというふうに思っておりますが、実際の統廃合になりますと、いまだ少し時間が必要になるものというように考えておりますので、今後とも議員各位の御協力をいただきますようお願いいたします。

次に、給食についてであります。大洲学校給食センターについては、施設の老朽化により

建てかえが必要になっておりますのは、議員の御指摘のとおりであります。この給食センター整備については、現在の市の財政状況を考慮しますと、平成20年度をめどに整備計画及び実施計画を策定してまいりたいと思っておりますが、この計画策定に当たっては、現在のように大洲、肱川、河辺と地域に根差した分割方式がいいのか、また中央一極集中方式がいいのかなど、市全体を考慮した検討が必要であるというように考えております。

また、全小・中学校への効率的で効果的な配食計画を検討する場合には、学校の統廃合問題も大きく関係してまいりますので、いずれにいたしましても、今後においては学校給食センターの整備計画、学校への配食計画及び学校の統廃合計画、改修計画については市全体を見渡し、大局的な視野に立って、総合的に検討すべきであろうというように考えているところであります。

次に、プール等の施設管理についてであります。平野運動公園水泳プールについては、毎年開園前に設備の総点検を実施して、安全確認の上オープンしており、今回問題となりました流水プールの吸い込み口については、本市の場合プールの側面に4カ所設置してありますが、当然これの点検も実施して、安全性には問題ないものと認識していたところであります。

しかしながら、内部構造の確認を怠っていたため、外側と内側の両方に吸い込み防止金具を設置して二重構造とする施設基準を満たしていなかったことから、県の指導を受け、流れをとめて普通のプールとして使用したものであります。

このように、設置義務を怠ったことは深く反省するとともに、大変申しわけなく思っているところでありますが、今後改修工事を行い、施設基準を充足させて、市民の皆様が安心して、また安全に利用できるよう努めてまいりたいと考えております。

なお、小・中学校のプールについては、37校中35施設ありますが、いずれも各学校において入念な点検と安全確認を行っておりますので、問題ないものと考えております。

次に、遊具の管理については、教育委員会所管の公園、学校及び都市公園、保育所等に設置しておりますが、点検要領に基づき、毎月の担当職員と定期的な専門技術者による目視、触診、聴診等を実施して、事故防止と安全確保に努めているところであります。今後も市民の皆様の安全確保については十分な配慮をまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上、お答えといたします。

○清水久二博議長 次に、西村豊議員の発言を許します。

○6番西村豊議員 議長

○清水久二博議長 6番西村豊議員

〔6番 西村豊議員 登壇〕

○6番西村豊議員 6番、自民党共生派西村豊でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。

まず、近年クローズアップされております食育につきまして質問をさせていただきます。

食育は、人間が生きていく上において基本であり、知育、徳育、体育の基礎となるべきものであります。平成17年7月に施行された食育基本法をもとに、本年3月31日に開かれた政府の食育推進会議では、国民運動として食育推進基本計画を決定いたしました。

食育基本法は、食育を通じ国民の健康増進と豊かな人間形成を目標に掲げています。食育基本計画は、その行動計画であると思います。

食育の乱れは、生活習慣病の増加や、BSEや輸入農産物の残留農薬問題など食に関する問題が深刻化しています。そして、食と農との距離は広がり、消費者が食に関する情報を得る機会は減少しました。食育の推進で、食に関する

正しい知識を身につけ、農業の理解、そして自給率の向上にもつながるのではないかと考えます。

食育推進基本法では、9項目について具体的な数値目標を掲げていますが、そのうち5項目に絞りまして質問と提案をいたします。

まず一つ目は、教育ファームです。

市民の皆様が家庭菜園として取り組む市民農園や、子供たちが学校や地域社会で体験する教育ファームが今注目されています。全国の6割が実践、支援を行っており、2010年までに現状から何割ふやすのか、数値目標を定める方針である。大洲市の現状と将来の目標をお尋ねいたします。

2つ目は、朝食の欠食についてお尋ねをいたします。

朝御飯を食べずに学校へ行く子供が増加しております。特に、若い20代の欠食は34%と3人に1人は十分な朝食をとっていません。そこで、大洲市も早寝、早起き、朝御飯運動に取り組み、将来を担う児童や青年を育成するための取り組みをお尋ねをいたします。

3つ目は、学校給食の地場産食材の利用についてお伺いをいたします。

大洲市は、山の幸、海の幸、野の幸、川の幸に恵まれた地理的環境にあります。推進基本計画の中で地場産の使用割合を全国平均で、2004年度の21%から30%に上げると決めました。他県では70%以上ある。こうした盛り上げの背景には、食の安全、安心の確保とともに、地元産の食材が使える地産地消の原点に立ち、産業などの発展を促す上で重要であると考えられます。大洲市のお考えをお願いをいたします。

4つ目は、食のバランスガイドについてお伺いをいたします。

先月、厚生労働省がメタボリック症候群、または内臓脂肪症候群の有病率が40歳以上で急増していると発表がありました。18年9月2日

に、大洲市立病院の先生の大洲市市民公開講座の中に、生活習慣病と脂肪肝について話がありました。ちょうど私もその一人かもしれませんと考えたところであります。

この市民の皆様幅広く伝えるためには、食育バランスガイドの活用をお願いしたいと思います。お答えをお願いいたします。

5つ目は、食育を進めるに当たり欠かせないのが広く指導する組織ではないかと考えます。食べ物の大切さや栄養を、子供から大人に至るまでには、学校の栄養教師だけでは足りません。農家、栄養士、食品加工業者などが食育推進ボランティアとなり、情報や体験指導が重要であります。

そこで、食育推進ボランティアを掘り起こしてネットワークづくりが必要であろうと考え、どのように実践していくのか、お考えをお尋ねいたします。

次に、福祉について質問をいたします。

今年の4月に、改正介護保険法のスタートに伴い、高齢者が住みなれた地域で暮らしていけるように手助けする地域包括支援センターの設立、そして活動が各地で始まっています。大洲市でも設立をお願いをいたします。

また、いつごろ、どのような体制整備ができるのか、お伺いをいたします。

また、介護予防事業として介護予防サービスの創設、高齢者にできるだけ自立をしてもらい、医療保険を抑えなければなりません。そのために、相談に応じて利用者の希望や心身の状態に合った運動をする場所が必要であり、生活環境を整えることが重要であると考えます。

介護予防事業に関する考え方をお願いをいたします。

次に、国土調査についてお尋ねをいたします。

国、県では、国土調査の補助金がカットされる中、新大洲市の全体をクリアするためには、約30年かかると言われています。地域住民は、

一年でも早くこの調査を行われることを願っています。

さて、新大洲市の面積は432平方キロメートルであり、現在の状況は318平方キロメートルであり、全体の73.6%に当たり、残り約27%がまだなのであります。18年度の県の補助金は2,234万8,000円であり、一筆調査として、外注に、森林組合約50%、一般業者に約30%、これは山林、農地などで行い、市直営として、20%は宅地であります。現在の補助率は、国50%、県25%、市25%で行われ、旧大洲市で55%済み、長浜で94%、肱川、河辺は100%とされておりあります。おくらている大洲をぜひに進めてほしいと思います。

現在の大洲市で、1年間の大洲市内調査は約3キロ平方メートルと言われていることから、高齢化が進み、若者は林地に行かないため、境界を知る人が減少する中、時間と浪費がますますかかるのではないかと考えられます。

地域の声として、一年でも早く国土調査をしてほしい、多くの声があります。ぜひ、市や関係機関が、国、県、行政に対して力強いお願いをしていただきたい。このことから、国土調査はどのような方向で行われていくのか、お伺いをいたします。

以上、通告をしておりました3件につきまして質問をいたしました。意のあるところをお酌みいただき、前向きに御答弁をお願いいたします。私の質問を終わります。

○佐伯幸一市民福祉部長 議長

○清水久二博議長 佐伯市民福祉部長

〔佐伯幸一市民福祉部長 登壇〕

○佐伯幸一市民福祉部長 西村議員さん御質問中、まず初めに私の方から介護保険関連につきましてお答えをいたします。

まず、1点目の地域包括支援センターの設置についてでございますけれども、昨年の法改正により、本年度から予防重視型システムへの転換が行われることになり、その中枢機関として

設置されるのが地域包括支援センターでございます。

創設につきましては、2年間の猶予が認められており、大洲市は国による事業内容の確定のおくれや各事業所における準備不足が見込まれることから、先行して実施する他市町村の状況を参考に体制を整えた上で開始するべきと判断をいたしまして、開始を1年見合わせ、平成19年4月から実施することといたしております。

現在、県内では20市町のうち、既に10市町が設置し、うち2カ所が委託、8カ所が直営で行っている状況でございます。

地域包括支援センターは、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーが常駐し、総合的な相談や支援、介護予防ケアプラン作成を担うほか、虐待の早期発見、防止等、幅広く対応することとなっております。

従来の在宅介護支援センターと比較いたしますと、地域包括支援センターは、予防、福祉、ケアマネ支援の3つの分野それぞれを担う専門職種を職員として配置することになるため、人員体制も大幅に強化することになります。

大洲市におきましては、現在の基幹型在宅介護支援センターを移行させ、直営で1カ所設置する予定でございます。

去る9月1日には、第1回目の大洲市地域包括支援センター運営協議会を開催し、地域包括支援センターの設置、運営、強化等に係る必要な事項を審議していただきました。支援センターの円滑、適正な運営を図るため、地域の実情や人材確保の実情等を踏まえて、効率的にセンター機能が発揮できるよう十分に検討していきたいと考えております。

次に、2点目の介護予防事業に対する考えでございますけれども、今回の制度改革で、地域支援事業と来年度から開始します新予防給付事業が創設されました。具体的に申し上げますと、新予防給付とは、本人の自立支援を目的

に、要支援状態の方に対し、その軽減または悪化防止のため、地域包括支援センターを中枢機関とし、運動機能、機能向上プログラム等を行うことで、介護予防を中心としたサービスを提供する事業でございます。

また、地域支援事業とは、要支援、要介護認定を受けていない高齢者に対して、要支援、要介護状態に陥るおそれのあるいわゆる特定高齢者と比較的元気な一般高齢者に区分して、それぞれに合ったサービスを提供し、できるだけ要支援、要介護状態に陥ることなく、住みなれた地域において自立した生活が送れるよう支援するための事業でございます。

この地域支援事業の中に、通所型のデイサービスがございます。これは特定高齢者を対象とし、新たに運動機能、機能向上プログラムや栄養改善プログラム、口腔機能向上プログラムなどを取り入れ、できる限り要介護状態に移行しないよう予防するものでございます。

また、特定高齢者であって、心身の状況等により通所形態による事業への参加が困難な方を対象とする訪問型の介護予防事業に関しまして、保健師、栄養士等の自宅訪問により、生活機能に関する問題を総合的に把握、評価し、必要な相談、指導等を実施することにより、介護予防につなげていきたいと考えております。

さらに、自立支援を目的に、転倒予防教室等の事業を実施しております。今年度は、市内保健センターや連絡所、支所管内など、市内17カ所で延べ360回程度、運動実践指導者と保健師が中心となり、家庭でも行える運動や栄養指導、口腔ケアなどを指導しております。

このような事業はある程度継続して行う必要があり、どこでも気軽にできる運動は、高齢者にとってより実践しやすく、自宅でも継続することができるため、転倒予防教室におけるような運動実践は介護予防に多大な効果があると考えております。

また、社協が中心となって行っておりますふ

れあいいきいきサロン事業につきましても、市内88カ所で延べ750回程度行っており、閉じこもり等の防止、孤独感の解消や社会参加による生きがいづくりなどを図ることにより、これも介護予防につながるものと本事業にも期待をしているところでございます。

このように、介護予防に関しまして、さまざまな事業を今後とも行うことにより、自立支援に向けた介護予防事業に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○城戸良一建設農林部長 議長

○清水久二博議長 城戸建設農林部長

〔城戸良一建設農林部長 登壇〕

○城戸良一建設農林部長 それでは、私の方からは、国土調査についてお答えをいたします。

まず、現状についてでございますが、国土調査事業は、昭和54年度に旧肱川町が、翌昭和55年度に旧河辺村が調査を完了いたしております。

現在は、旧長浜町と旧大洲市の調査を実施いたしておりますが、平成17年度末の進捗状況は、旧長浜町で調査対象面積約74平方キロメートルに対しまして、未調査の面積が約4平方キロメートル、約95%の完了でございます。

また、旧大洲市では、調査対象面積約237平方キロメートルに対しまして、未調査の面積が約106平方キロメートル、約55%の完了でございますが、大洲市全体では、議員御指摘のとおり約73.6%の完了となっております。

国土調査の推進に当たりましては、平成12年度に策定をいたしました国土調査第5次十箇年計画に基づき、国及び県の補助事業により、計画的に実施をしております。旧大洲市では、前年度から新谷地区を調査をいたしておりますが、当地区が完了次第、菅田、大川、蔵川地区を順次調査の予定といたしております。

特に、1筆地調査におけます民間活用により、早期に調査完了を目指す国の方針に従いま

して、平成13年度から大洲市森林組合に、また平成15年度からは測量業者に業務委託を行い、調査面積の拡大と事業促進を図ってきたところでございます。

次に、今後の見通しについて申し上げます。

先ほど申し上げましたように、計画的に事業を進めてまいりましたが、県の財政事情が厳しく、平成18年度は事業量が縮小されるとともに、1筆地調査の外注委託も補助の対象とはなくなりました。しばらくこの状態が続くものと予想され、平成19年度におきましても事業量を縮小せざるを得ない状況となっております。

このことから、調査がおくれる地区の民界等につきましては、境界のわかる現地権者が自主的に前もって境界を確定していただくことが必要と考えております。

本年8月、県下市町で組織する愛媛県国土調査推進協議会から、県に対しまして国土調査事業の1筆地調査の外注委託を補助対象とし、事業の推進を図るよう要望書を提出したところでございます。

今後、さらにあらゆる機会を通じまして、県に対する働きかけを強めますとともに、市の財政事情等も考慮しながら、早期完了に向け、国土調査事業の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いをいたします。

以上、お答えといたします。

○叶本正教育長 議長

○清水久二博議長 叶本教育長

〔叶本正教育長 登壇〕

○叶本正教育長 私の方からは食育についてお答えをいたします。

その1点目の大洲市として食育の展開にいかに取り組みを図っていくかについてであります。

食育は、人間が生きていく上で欠かせないものであり、特に子供たちにとって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ不可欠のもので

あります。大洲市における食育の展開ですが、保健事業におきましては、健康日本21大洲市版による健康づくり計画に基づく取り組みの展開、大洲市食生活改善推進協議会による実践活動、各種健診及び学級時における栄養指導、小児生活習慣病予防教室の開催、保育所保護者への食育教育などによる市民一人一人の啓発を行っております。

続いて、学校におきましては、食は人間が生きていく上で最も大切で不可欠な行為であり、知育、徳育、体育の根幹となるものと考えております。子供たちに健全な食生活を身につけさせるため、給食の時間はもとより、保健体育科などの教科の時間や学級指導の時間を活用し、総合的、系統的な指導に努めております。また、学校栄養士や栄養教諭と連携した事業実践にも心がけております。

また、望ましい食習慣の育成は、家庭との連携が大切であり、参観日や諸会合での懇談、広報の発行などにより、家庭への啓発活動や情報発信に努めております。

農林分野におきましては、農業や農村の大切さを教えたいと思っております。具体的な事業内容としては、小・中学校を対象にした農業体験学習、消費者との交流会、食と農を考えるシンポジウムなどを開催し、地産地消を含めた食農の大切さ、農業の理解に取り組んでおります。

以上のことから、食育の推進に当たっては、食が自然の恩恵とさまざまな人的活動によって成り立っていることを理解し、食に関する正しい判断を身につけ、健全な食生活を実践するために、市全体で推進していく所存でありますので、議員各位の御理解と御協力をお願いをいたしましてお答えとさせていただきます。

なお、2つ目の食育推進基本計画につきましては、部長の方からお答えをさせていただきます。

○尾崎公男教育部長 議長

○清水久二博議長 尾崎教育部長

〔尾崎公男教育部長 登壇〕

○尾崎公男教育部長 それでは、私の方からは、食育についてのうち、2番目の食育推進基本計画について、5点の具体的内容をお答えいたします。

まず、教育ファームについてであります、食育の第一歩は、国民の食に対する意識を高め、食に関する理解を深めることにあります。その意味では、最終消費段階でしか接点のない食材が、実は自然条件や気象条件の影響を受けながら、多くの作業を経て収穫されてきたことを体験する教育ファームの取り組みを実施することは、意識高揚に大変効果的であると考えております。

当市では、小学校15校、中学校2校でPTAや地域の方々の協力を得ながら、学校田や学校畑で農作業に取り組んだり、バケツ稲の育成を観察したりと、工夫をしながら農業体験に取り組んでおり、今後もこのような活動を継続してまいりたいと考えております。

次に、朝食の欠食についてであります、当市における朝食を欠食する子供の割合は、ことし1月に実施しました調査によりますと、朝食をほとんどとらない子供は、小学校5年生で2.6%、中学校2年生で4.0%となっておりますが、食育推進基本計画では、この割合を平成22年度までにゼロ%とすることを目指すとされております。

朝食の欠食については、孤食も含め、各家庭のさまざまな事情も絡んでおり、学校での教育だけで解消できるものではありませんが、健全な食生活は、健康で豊かな人間性の基礎をなすものでありますので、家庭や関係機関と連携しながら、目標を達成できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、学校給食の地場産食材の利用についてであります、地場産物の導入については、文部科学省通知において、学校給食における食事

内容の充実等の中で、特に配慮することと示されており、当市においても、従来から大洲産の野菜や愛媛県産の牛乳など、地元産の食材使用や郷土色豊かな献立の工夫に努めております。

また、大洲産の食材の種類も、合併で多種多彩になり、選択の幅が広がったことから、近年約24%であった県単位での地場産物活用の割合を平成22年度までに目標である30%以上とすることを旨とするともに、学校においては、このような取り組みにより、子供が、食材を通じて、地域の自然や文化、産業等に理解を深めながら、生産者への感謝の念をはぐくむ教育が推進できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、食事のバランスガイドであります、食事バランスガイドとは、こまをイメージして描いたもので、食事のバランスが悪くなると倒れてしまうこと、回転すること、つまり運動することによって初めて安定することを意味しております。このこまの中で、1日分の料理、食品の例を示しており、このこまのイラストを参考にして住民自身が何をどれだけ食べればよいかの判断材料の一つとなるものであります。

現在、保健センターにおいては、この食事バランスガイドを使って食事指導などを行っており、今後も機会をとらえ、積極的にこのバランスガイドの普及に努めてまいりたいと考えております。

次に、食育推進のボランティアについてであります、市においては、現在19支部の食生活改善推進協議会がありますが、この協議会は、正しい食生活の推進を主目的に活動し、各種栄養教室、健康食フェア、健診など、保健事業への協力を行っております。

この食生活改善推進が食育推進のボランティアとして活躍しておりますので、市といたしましても、物心両面にわたり、協力、支援してまいりたいというように考えているところであります。

以上、お答えいたします。

~~~~~

○清水久二博議長　しばらく休憩いたします。

午後 1 時から会議を開きます。

午前11時48分　休　憩

~~~~~

午後 1 時00分　再　開

○清水久二博議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○清水久二博議長　次に、武田雅司議員の発言を許します。

○ 7 番武田雅司議員　議長

○清水久二博議長　武田雅司議員

〔 7 番　武田雅司議員　登壇 〕

○ 7 番武田雅司議員　9 月定例議会において一般質問を、通告に基づきまして順次質問をさせていただきます。

国が地方を丸抱えする時代が終わろうとしております。自治体は、これまで財源を国が補てんする地方交付税などを通して、均等に交付されてまいりました。しかし、自治体が発行する地方債の完全自由化が始動し、横並びで条件を決める護送船団方式を見直し、金融機関との個別交渉を求め、自治体財政に新たな規律が働く環境の整備を求めています。しかし、格差容認は市場による選別につながり、さきの北海道夕張市の財政破綻を機に、自治体の倒産に備えた、また破綻法制検討も本格化し、自治体が発行される時代が始まってきました。自治体財政が破綻して被害をこうむるのは地域住民ですが、財政悪化を許したのも同じ住民であります。

自治体の財政状況を正確に把握するために、公社や第三セクターなど外郭団体との負債の大きさなどを反映した新たな財政指数を、住民にもわかりやすい会計制度を検討し、財務情報を開示をすべきだと思っております。

以上の点を念頭に置きまして、質問に入らせ

ていただきます。

実質公債費比率について。

大洲市においては、中・長期にわたり安定し柔軟性を持った健全な財政基盤の構築に向け、新市発足時より各種の取り組みを行っておられますが、地方分権三位一体改革の推進により、国庫補助金や地方交付税が抑制され、収入が減少する一方、福祉施策に関連する経費等は増加となり、さらには先般第 1 種経営健全化団体に指定されました土地開発公社の保有地の取得も計画され、財政負担は増加、今後財政の不足はより深刻さを増し、結果として財政調整基金の取り崩しを余儀なくされるなど、財政状況は予想以上に厳しいものになるだろうと思われま

す。このような状況下、先月、自治体の借金を示す実質公債費比率について、県内 20 市町の 2003 年から 2005 年度の平均値が公表されました。全県平均では 16% となり、大半の市町が知事の許可を得ないでも地方債券を発行できる 18% 未満を達成しましたが、大洲市、四国中央市、久万高原町の 3 市町は 20% を超え、制度の恩恵にあずかれず、県は 3 市町に対し 18% 未満となるよう公債費負担適正化計画の作成を求められています。

県内 11 市の平均は 16.3% で、9 町の平均は 15.7%、大洲市は 23.1%、四国中央市 21.2%、久万高原町 20.3% となっており、大洲市は県内平均の 16% をはるかに超えると同時に、地方債発行が許可制から協議制への分かれ目となる 18% も超え、20 市町で最も高い比率を示しております。

大洲市においては、平成 17 年度より公債費負担適正化計画に基づき、起債の借り入れを管理、公債費比率の低減と市債残高の減少に取り組んでおられますが、今後においては、病院事業、水道事業等、公営企業の元利償還金への一般会計からの繰出金や一部事務組合への公債費の負担金についても、抜本的な見直しを行うこ

とが必要になるものと思われます。

大洲市の平成17年度の実質公債費比率に占めるこれらの借入金、負担金、金額及び割合はどの程度であり、県下の各市と比較した場合、どのような特徴が見られるのか、また実質公債費比率の低減に向け、今後どのような取り組みを行っていかれるのか、お伺いいたします。

次に、財政力指数等について。

平成17年度決算見込みに基づき、各種財政指数も算定されていることと思いますが、財政力指数、経常収支比率、起債制限比率について、おののどのように分析されているのか、お伺いいたします。

また、その分析の結果を踏まえ、今後どのように改善を行っていくのか、どういうところに力を入れていくのか、お伺いいたします。

次に、公金のペイオフ対策について。

地方公共団体がその目的を達成するための作業を行うに当たって用いる金銭、いわゆる公金の保管及び運用については、地方自治法において歳入歳出に属する現金は、最も確実、有利な方法により保管しなければならないこと、また基金は特定の目的に応じ、確実かつ有効的に運用しなければならないことと定められております。

大洲市においては、同じく地方自治法の市町村は金融機関を指定して、市町村の公金の注入または支払いの事務を取り扱わせることができる旨の規定に基づき、合併時より株式会社伊予銀行を指定金融機関に指定し、公金の出納事務を取り扱わせておりますが、公金の運用に関して地方自治体が適正な運用を行わず、利益を失い、損失をこうむった場合に、たとえそれが指定金融機関での運用であっても、市の損害賠償責任が生じる場合もあると考えられ、現に訴訟の対象となっているようでもあります。

市においては、これらに基づき、確実性、有利性あるいは効率性のバランスのとれた公金の運用を行ってこられたものと思っております。

しかしながら、平成17年4月からペイオフの解禁が全面的に実施されるに当たり、金融機関が破綻した場合、従来政府により全額払い戻し保証されていた預金が、1金融機関につき元本1,000万円とその利息までしか払い戻しが保証されないこととなっております。今まで以上に、自己責任においてその策を講じ、公金を保全することが必要となります。

そこで、現在大洲市が行っている、あるいは予定している公金の管理及びペイオフ対策についてお伺いいたします。

まず1点目、金融機関の経営状況把握によるリスク管理についてであります。

預金を預け入れる側とすれば、常に預金先の金融機関の経営状況を把握し、破綻の可能性を見定めることは当然に必要であります。大洲市においては、現在どのような方法で金融機関の状況分析を行っているのか、また今後は専門的分野に対応する体制をどのように整備する予定なのか、お伺いいたします。

2点目、公金の運用方策についてであります。

大洲市では、財政が厳しい中であっても、税金が納付される時期、市債の借入れ時期等、一時期であるにせよ何億円といった多額の公金が金融機関に滞留しております。対策の一環として、当面支払い準備に支障のない資金を、例えば安全性、信頼性の高い国債、地方債、政府保証債といった金融商品に移すこと、また指定金融機関等の提供する担保を充実させることが考えられますが、大洲市ではペイオフ解禁後新たな金融商品や保護策についてどのように研究、検討し、活用あるいは実行しているのか、お伺いいたします。

3点目、預金債券と借入金についてであります。

大洲市においても、多くの自治体同様、行政経費の一部を金融機関に引き受けてもらう縁故債の発行により、資金の調達を行っておられま

す。縁故債の引き受け金融機関が破綻した場合、預金債券と地方債券借入金との相殺が、借入時の状況次第で可能となるとお聞きしております。このことは、ペイオフ対策の中でも有意義な公金保護策と考えますが、大洲市における状況及び見解をお伺いいたします。

次に、農業支援策について。

中山間地域等直接支払制度は、耕作放棄地の増加等により多面的機能が低下するなど、経済的損失が特に懸念されている中山間地域において、適切な農業生活活動が維持されるよう、農業生産条件の不利を補てんするための助成として、平成12年度から実施され、現在7年目を迎えております。

大洲市においても、制度の導入以降、各集落では、農機具の購入、水路、農道等施設の整備等を行い、交付金を有効に活用されているとのことであります。しかしながら、農林水産省が先般まとめられた本制度の17年度交付実績によりますと、平成16年度交付金額と比較して、愛媛県では13.2%の減、全国的に見ても、北海道、高知県等一部の道県を除き、軒並み減少、全体で8.5%の減少となっております。その理由を、高齢化や過疎化で担い手不足が深刻となり、交付申請を断念する集落がふえたためと考えているようであります。

この結果を見る限り、年々事業化が薄れていき、耕作放棄地がますます増加するのではないかと懸念するわけではありますが、大洲市の平成17年度における交付実績、耕作放棄地の状況はどうなっているのか、今後の見通しとあわせてお伺いいたします。

農地・水・環境保全向上施策について。

平成19年度より新たに実施となる農地・水・環境保全向上対策では、農業者が地域ぐるみで農業用水路や道路の保安全管理を行ったり、農村の生態系、環境の保全に向けた先進的な営農活動を行った場合、助成金が支払われることとなります。

それぞれの支援目的は、中山間地域等直接支払制度では、中山間地域と平地地域の農業生産条件の格差の補正、農地・水・環境保全向上対策では、国民共有の財産である農地、農業用水と資源の将来にわたる適切な管理と、異なっておりますが、現実的には既に中山間地域等直接支払制度により助成金の交付を受けている活動の中にも、農地・水・環境保全向上対策の助成金交付要件にも該当するような活動があるかとも思います。

こうした双方の要件に該当する活動に対する助成金をどのような形で交付していくのか、また統一活動に対し、重複した助成金の交付とならないような防止策をいかにとっていくのか。大洲市の方針及び対策についてお伺いいたします。

次に、子ども教室推進事業について。

大洲市が、現在実施している事業、また他自治体において既に実施され、交付が見込まれる事業に対する大洲市の今後の取り組み等についてお伺いいたします。

まず、地域子ども教室推進事業であります。平成16年度から今年度までの3年間、久米小学校校区及び中野小学校校区において、それぞれ子ども教室、ふれあいスクールとして事業実施されており、その活動は地域においても、また教育の場においても高く評価されているところであります。この事業は、文部科学省の費用負担で委託事業として実施しておりますが、本年度が計画の最終年度であり、平成19年度以降の事業継続について懸念しているところであります。

大洲市においては、翌年度以降もこの取り組みを継続するお考えはあるのか、お伺いいたします。

次に、国保ヘルスアップ事業についてお尋ねします。

生活習慣病は、その名のとおり、食事、運動、喫煙、飲酒等の生活習慣が主な発症原因で

あろうと考えられる疾病の総称であり、具体的には、心臓病、高血圧、高脂血症、糖尿病等が含まれます。このような生活習慣病は、近年の高齢化や食生活の欧米化等を背景に増加傾向を示し、今日重大な社会問題となっており、国はこうした状況を踏まえ、生活習慣病予防の強化を図るべく、2008年度から国保など公的医療保険の運営者に、糖尿病等の発症リスクの高い中高年者に対し、健康診断と食事や運動などの保健指導を実施することを義務づけいたしました。

今後、国の新しい制度に合わせ、各自治体においても対策を強いられることとなりますが、愛媛県下においても、2006年度より、今治市、新居浜市、四国中央市及び鬼北町の3市1町で国保ヘルスアップ事業を他市に先駆けて実施されているようです。

医療費に大きな影響を与えている生活習慣病の予防対策を目的に、国の補助事業として導入された国保ヘルスアップ事業ではありますが、私は、この事業を実施する中で、住民がみずからの身体状況や生活習慣を認識し、生活習慣の改善に主体的に取り組むことにより、生活習慣病の発症を予防することが、ひいては介護の予防または医療費の適正化にもつながるものではないかと考えております。

この事業に対する見解及び今後の導入予定についてお伺いいたします。

次に、市立小・中学校の統廃合について。

次世代を担う子供たちの健やかな成長のため、よりよい教育環境をそのときそのときに最も即した形で整え、また将来にわたり教育基盤を整備し続けることは、教育行政の最重要課題であります。しかしながら、大洲市においても、全国的に見られる傾向と同様、社会経済状況の変化による山間地域から市街地への人口の流出、少子化の影響による児童・生徒数の減少が顕著に見られ、児童・生徒を取り巻く教育環境も、私たちが小学校に通っていたころとは大

きく変化しております。

現在、市内の小学校は29校、そのうち全校児童が数人の小規模校から600人を超える大規模校まで、また中学校は9校で全校生徒が30人を割る小規模校から450人を超える大規模校までと、通学する学区によって教育環境が大きく異なっているのが現状と思われます。

そうした中で、大洲市教育委員会が、小・中学校の統廃合を本年度より検討することとなっております。

一般的には、小規模校の場合は、児童・生徒一人一人の性格、健康状態や学習進度の把握が容易となり、また恵まれた自然の中、感性豊かな子供を育てる環境が与えられる反面、児童・生徒間で切磋琢磨する機会が少ないこと、発達段階に応じた社会性の育成が難しいこと、集団的教育生活活動への制約がかかることなどの側面をあわせ持つこととなります。

一方、大規模校の場合は、小規模校の場合と反対に、児童・生徒数が多い友人、先生等とかわることで多様な考えを持ち、社会性を身につけていく機会が豊富に与えられる反面、指導者の各児童・生徒に対する気配り、目配りが困難となると同時に、学習指導においても全体指導に陥りがちとなります。

このように、小規模校は小規模校の、大規模校は大規模校の特色があるわけであり、今後の統廃合検討に当たっては、単に学校の規模だけでなく、各学校が地域において果たしてきた役割や地域性、学校設置の歴史的経過を踏まえ、保護者や地域住民を初め、関係者と十分に協議を重ね、共通理解を得て進めていくことをお願いいたします。

今回の検討に先立ち、教育委員会が描かれている構想、方針についてお伺いいたします。

現段階での可能な範囲での御答弁をお願いいたします。

教育委員会では、中学校の統廃合についてはこれまでに一段落していることなどから、実質

的には小学校が議論の対象と考えられているようですが、一定の規模を確保した上で、柔軟で系統性のある円滑な教育効果を上げる方策の一つとして、過去、各地で行われてきた小学校の統合、中学校の統合という枠を超え、小・中学校の垣根を取りはらった制度、小中一貫校教育特区の申請による小中一貫校の設置を検討されている自治体も出ているようであります。

私も、今の時代に即した興味深い手法ではないかと考えておりますが、教育委員会では、この制度に対し、どのような見解をお持ちか、また統廃合に関する検討委員会の中で、協議、研究項目として取り上げていくお考えはないのか、まずお伺いいたします。

次に、通学区域についてであります。

大洲市内の市立小・中学校にて就学する児童・生徒は、大洲市立学校校区規則に基づき、その住所地によって就学する学校が定められておりますが、近年の飛躍的な道路網、土地開発等地域基盤の整備、居住空間の移動などにより、規則を制定した当時とは通学路の安全性、利便性等、教育環境が大幅に異なっており、より現実に即した通学区域の設定が求められております。

今回の検討が行われる中で、結果として、統廃合となる小・中学校、またそれ以外の学校について、通学区域の問題をどのような取り扱いとするのか、あわせてお伺いいたします。

以上をもちまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○田上隼藏収入役 議長

○清水久二博議長 田上収入役

〔田上隼藏収入役 登壇〕

○田上隼藏収入役 私の方からは、議員さん御質問中、公金のペイオフ対策についての3点についてお答えを申し上げます。

平成17年4月のペイオフ解禁に伴いまして、公金につきましても、自己責任の原則に従った管理運用が必要になってまいりました。そのよ

うな中で、議員さん御指摘の当市でのペイオフ対策における金融機関の経営状況等の把握によるリスク管理につきましては、何よりも第一義的に安全な金融機関を選定する必要があるとの認識から、金融機関の財政指標を把握するとともに、外部指標につきましても常時注視し、必要に応じ金融機関からのヒアリングを行うなど、経営状況の把握に努める必要があると考えております。

そういった観点から、金融情勢や預託先金融機関の経営状況等を把握しておきますために、決算期に運用先でございます指定金融機関等において決算説明会が開催されますけれども、その場合は積極的に出席をいたしまして、決算状況等の把握に努めております。

また、決算期ごとに各金融機関よりディスクロージャー誌の提出を受けまして、その際に可能な限り決算状況の説明を求めています。また、ほかにも金融専門誌や民間格付機関の資料などで情報収集を行っており、それら資料に記載してある決算数値等に基づきまして、自己資本比率、経常利益、不良債権比率などの分析や株価の動向及び社債発行利回りの変動を注視するなど、経営状況の把握に努めているところでございます。

今後におきましては、収入役制度にかわる会計管理者が設置されることも踏まえまして、金融関係の各種研修会への出席等を通じ、さらなる職員の専門知識の習得に努め、よりの確に金融機関の経営状況等の把握、分析のできる人材の育成を可能な限り図ってまいりたいというふうに考えてもおります。

2点目の公金の運用方策につきましては、公金は大きく分けまして、歳計現金、基金、制度融資資金の3つに分けられますが、当市におきましては、これらすべての公金の保管並びに運用について、安全性を最優先とした上で必要な流動性の確保と効率性の追及をしております。

具体的には、月単位での資金の計画管理によ

り、資金の過不足状況の把握に努めております。そして、当面支出予定のない余裕資金が生じた場合には、安全性を確保した上で定期性預金を中心に運用し、可能な限り効率的な運用に努めております。運用先といたしましては、議員さんが3点目に御指摘のとおり、公金預金の保護対策として、公金預金と地方債借入金の相殺は可能となっておりますので、地方債の借入れにつきましては証書による借入れを行っております。それを踏まえまして、本市としましては、相殺が可能な金融機関を預金先として優先的に選定するとともに、預金先を分散すること、また預金期間を短期に設定することにより、リスクの分散に努めているところでもあります。

なお、本市における縁故債の借入れにつきましては、従来旧市町村における指定金融機関からの借入れが主でございましたが、旧大洲市では、平成12年度より縁故債許可額の約3割程度について市内金融機関の見積もりによる入札を行いまして、利子の軽減に努めております。

合併後におきましても、縁故債の借入れにつきましては、同様な方法により決定し、指定金融機関等からの証書による借入れを行っております。

今後の公金の運用方策に関しましては、特に地域経済に密接な関係にある金融機関において、急激な資金の移動は市民に不安を与え、少なからず地域経済に影響を及ぼすこととなりますので、慎重な対応が必要と考えております。そういった点を十分に配慮しつつ、先ほど申し上げましたが、安全性の確保を最優先に、預金、債券等債務残額の相殺を主軸とした指定金融機関等への預金を中心に、当面は運用をしていきたいというふうに考えております。

特に、基金など、期間及び金額が比較的安定している資金の運用に関しましては、歳計現金との振替運用などの流動性を確保した上で、短

期国債あるいは政府短期証券等の短期国債による債券運用等をも視野に入れて、今後研究していきたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○上村孝廣企画財政部長 議長

○清水久二博議長 上村企画財政部長

〔上村孝廣企画財政部長 登壇〕

○上村孝廣企画財政部長 私の方からは、財政指標についてお答えをいたします。

まず、実質公債費比率につきましては、今年4月からの地方債借入れについて、許可制度から協議制度に移行したことに伴う協議基準の一つとして新たに導入されました指標でございまして、従来の指標である起債制限比率を厳格化、透明化の観点から見直されたものでございます。

御質問の新たに反映されることとなった企業会計や特別会計、一部事務組合などの公債費に係る一般会計からの繰出金、負担金の金額及び割合はどの程度かということでございますが、17年度決算を見てもみますと、金額としては合計で約12億7,000万円でございました。

当市の17年度決算における実質公債費比率は23.1%でございまして、従来の起債制限比率が14.6%、その差は8.5%でございます。単純にはありますけれども、この8.5%が特別会計等に係る指数ということになるわけでございます。

県内の状況を見てもみますと、これまで起債制限比率が低く、財政状況はさほど悪くないと思われていた団体が、実質公債費比率になると急激に悪化した団体が幾つか見られますが、いずれの市町も公共下水道、簡易水道、病院などの企業会計、特別会計の公債費に対する繰出金等が多額になっていることが原因となっております。

県内では、当市も含め3団体が18%を超え、許可団体となっておりますわけでございますが、当市の指数が最も高く、総体的に厳しい状況であ

ることが明らかになりました。

このような状況を改善するため、本市におきましては、昨年度、公債費負担適正化計画を策定いたしまして、適切な起債発行管理などによります中・長期的に柔軟性のある健全な財政構造を目指した取り組みを始めたところでございます。

今後、毎年変化いたします財政環境に合わせて、ローリングするなどいたしまして、随時見直しながら、公債費適正化計画に基づきまして、新市のまちづくりに必要な起債発行と現在の財政状況や次世代の負担とのバランスにも考慮した財政運営を図ることにいたしております。

このような適切で計画的な起債発行管理を行うことによりまして、段階的ではございますが、指数も改善される見込みでございまして、現在の計画では平成24年度には実質公債費比率を18%以下にしたいと考えております。

次に、財政力指数等のお尋ねでございますが、財政力指数は0.362となっております。この指数は基準財政収入額を基準財政需要額で除した指数でございまして、16年度から18年度の3カ年平均値でございますが、昨年度の3カ年平均値より0.012ポイントアップいたしております。これは、基準財政収入額が昨年を若干上回ったことによるものでございます。

また、17年度決算における経常収支比率につきましては、92.6%となっております。16年度決算と比較いたしますと、0.9ポイント悪化いたしております。県内の11市中、悪い方から3番目という状況でございます。

このことは、税収の停滞や地方交付税の削減が大きく影響しているものでございます。

起債制限比率につきましては、先ほども申し上げましたが14.6%となっております。今後、どのような改善を行っていくのかということでございますが、地方自治体を取り巻く厳し

い状況は今後も続くものと思われま。人件費の削減等の取り組みや起債発行の状況及び地方交付税等の歳入状況によりまして、変動いたしますものと考えておりますけれども、行政改革大綱等によります財政健全化の取り組みによりまして、中期的には良好な指数に改善してまいりたいと考えておりますので、議員各位の御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上、お答えいたします。

○松岡良明建設農林部副部長 議長

○清水久二博議長 松岡建設農林部副部長

〔松岡良明建設農林部副部長 登壇〕

○松岡良明建設農林部副部長 それでは、議員御質問中、農業支援施策のうち、中山間地域等直接支払制度と農地・水・環境保全向上対策事業につきましてお答えをいたします。

中山間地域等直接支払制度につきましては、平成17年度から後期事業として取り組みまして、山間部の条件不利地域を対象に、地域活動と国土保全を目的に、市内87集落でそれぞれ集落協定を結びまして、5年間の事業計画に沿った地域保全活動が各集落で展開されております。

大洲市の17年度の交付金額の実績につきましては、約8,400万円、前期と比較しますと11.1%の減少でございますが、事業実施面積といたしましては、約640ヘクタールと前期事業導入面積とほぼ同面積となっております。

なお、交付金の減少理由といたしましては、前期に比べ後期におきましては、生産性、収益性、集落営農の組織化などの追加条件が出されたことによりまして、その条件を満たさない集落は前期交付金の約80%の交付額になったのが主な要因でございます。

また、交付金の減少によりまして、事業効果が薄れてきているのではないかと御質問でございましたが、現在のところ、平成17年度当初に、各集落によりまして5年間の活動プランを作成いたし、それに沿った共同取り組み活動が

実施されておりまして、前期同様の農地保全が展開されている状況でございます。

今後におきましても、中山間地域農業の振興には必要不可欠な事業と位置づけておりまして、中山間地域の集落において地区住民の連携を図り、生産性、収益性の向上、また地域保全や生活環境の整備など、地域活性化のための活動が展開されますよう、積極的に事業推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、農地・水・環境保全向上対策事業についてお答えをいたします。

農村集落は、過疎化、高齢化、混住化などが進みまして、集落としてのまとまりが弱くなる中、国民共通の財産であると言われます農地や農業用水の保全管理が困難となりつつあります。このような状況に対応するため、地域の農業者だけではなく、地域住民の参加のもとに地域ぐるみで農地や水を守る効果の高い共同活動を支援しようと、平成19年度から農地・水・環境保全向上対策事業が導入されることとなったものでございます。

それに伴いまして、今年度は新谷地区の農振農用地38.2ヘクタールにおきまして、新谷大洲用排水組合を中心にモデル事業を実施しているところでございます。御承知のとおり、この事業は農業用水路や農道の草刈りなどの保全管理及び農村の生態系、景観の保全などの地域共同活動を行う活動組織に対し、助成金が交付されるものでございます。

議員御指摘のとおり、この事業は中山間地域等直接支払制度の交付要件と同様に、農振農用地を対象とし、また同じような事業活動を計画することとしておりますので、この2つの事業を同時に導入いたしますと、農業集落にとりましては共同作業及び経理面などでそれぞれの事業区別が複雑化することが予想されます。したがって、市の財政事情も考慮し、中山間地域等直接支払制度を導入している集落におきましては、新たな制度の導入よりも現在交付され

ております交付金の計画的かつ効果的な活用が今まで以上に重要と考えております。

このようなことから、農地・水・環境保全向上対策事業につきましては、中山間地域等直接支払制度の対象にならない平たん地の用排水組合を中心に、19年度から事業化を進めてまいりたい、そのように考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上、お答えいたします。

○岡村清利保険環境課長 議長

○清水久二博議長 岡村保険環境課長

〔岡村清利保険環境課長 登壇〕

○岡村清利保険環境課長 失礼いたします。私の方からは、国保ヘルスアップ事業につきましてお答えをさせていただきます。

議員さん御指摘のとおり、6月21日に公布されました健康保険法等の一部を改正する法律におきましては、各医療保険者に40歳から74歳までの被保険者に対しまして、健診、保健指導が義務づけられたところでございます。

現在、国保保健事業の助成対象といたしましては、国保ヘルスアップ事業、国保保健指導事業、健康管理事業、健康総合対策事業等が対象となっておりますが、大洲市におきましては、保健衛生普及事業といたしまして、生活習慣病予防健診、レセプト点検、医療費通知業務を行うほか、総合データバンク事業といたしまして健康管理システムを導入し、健康診断結果などをデータベース化することにより、健康状態を一元管理し、保健指導等の充実を図っているところでございます。

国保ヘルスアップ事業につきましては、平成14年度からモデル事業として都道府県に1カ所の市町村が指定され、生活習慣病の一次予防を目的とした個別健康支援プログラムの開発を目的として実施され、平成17年度からは、被保険者の自主的な健康増進及び疾病予防を推進し、医療費の抑制に取り組む事業として創設されたところでございます。

しかしながら、この事業の対象経費につきましては、外部委託する場合の委託料が主なものでありまして、職員の人件費や健康診査費用につきましては、対象外となっております。

ヘルスアップ事業の実施に当たっては、外部委託した場合の保健センターとの役割分担や対象者が国保の被保険者のみになること、また医師の指導方法との調整など、懸念されることもございまして、慎重に検討する必要があるかと考えております。

平成20年度からの義務化に伴いまして、国保事業としての指導体制の整備が急がれますが、現在国において制度の実施に向けての実務的な課題の検討が行われております。

義務化による対象者の増加や個別指導実施による業務量の増加などが見込まれ、保健指導の人材確保やどのような体制で行うのかなど、課題も山積しており、本年度中に方針が出される予定となっております。

議員さん御指摘のとおり、生活習慣病の予防対策につきましては、住民の健康確保や医療費の減少にも資することから、非常に重要であると考えており、引き続き保健師による健康指導を行うとともに、国の動向等を総合的に判断いたしまして、保険者としての体制整備を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○尾崎公男教育部長 議長

○清水久二博議長 尾崎教育部長

〔尾崎公男教育部長 登壇〕

○尾崎公男教育部長 それでは、私の方からは、地域子ども教室推進事業についてと小・中学校の再編についてお答えをいたします。

まず、地域子ども教室推進事業についてであります。地域子ども教室推進事業につきましては、御指摘のとおり、文部科学省の委託事業として地域の皆様の御協力を得て実施をしてきたところでありますが、本年度で終了することから、次年度以降の取り組みについて検討を進

めているところでございます。

文部科学省では、この地域子ども教室を引き継ぐ形で来年度から厚生労働省と連携した取り組みとして、新たな放課後子どもプラン事業を創設する方針を固め、ちょうど昨日も新聞に報道されておりましたが、その事業概要が明らかにされたところであります。

現在のところは、具体的な事業内容については提出されておられませんので、今後、文部科学省の方から示されました段階で教育委員会としての方針を決定してまいりたいというように考えております。

ただ、事業の実施にはボランティア協力者や実施場所の問題、また財源の確保など、さまざまな課題がありますので、市の置かれている現状も見きわめながら、放課後子供たちの居場所づくりについて十分に検討を重ねてまいりたいと考えております。

次に、小・中学校の再編についてでございますが、まず市立小・中学校の統廃合についてということですが、このことにつきましては先ほどもお答えをいたしましたように、今後学校統廃合検討委員会を設置し、具体的な計画を立てていきたいというように考えております。

現在、教育委員会としての構想は、特に持っておりませんが、ただ市の財政状況や少子化問題など、将来のことを考えますと、計画内容としていたしましては10年以上後年まで見込んだものにするとか、学校の適正規模を法に基づき12学級に近づけるとか、ある程度は思い切った統廃合を検討する必要があるんじゃないかというように考えております。

また、統廃合は、小・中学校すべてを対象として検討したいというように思っております。

御提言の小中一貫校につきましては、現在学校教育法での位置づけがなく、学習指導要領や教員配置、児童・生徒の転入、転出への対応など課題も多く、心配されるところではありますが、小学校と中学校の垣根を取り去り、9年間

を見通して一貫したカリキュラム編成を実施していくのがよいという考えから、小中一貫校が徐々にふえてきているのも現状のようでありますので、教育委員会としても委員会の中で検討の余地があるものというように考えております。

なお、計画を進める段階においては、地域における学校の役割というものも念頭に置きながら、関係者と十分協議、検討して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、市立小・中学校の通学区域についてありますが、校区の取り扱いについては、将来小・中学校の統廃合を進める場合に必ず浮上してくる問題であろうというように考えております。現在の校区は、行政区をもとに割り振っており、この行政区のエリアは、地元においての従前からの慣習によるものが大きいものであります。

将来においても、基本的には現在と同様に、居住地によって学校を定めていきたいというように考えておりますが、統廃合によっては、通学距離とか通学方法、また安全性、利便性の問題が生じてまいりますので、この校区の問題については、特に柔軟性を持って対応してまいりたいというように考えております。

以上、お答えといたします。

○清水久二博議長 次に、中野茂明議員の発言を許します。

○27番中野茂明議員 議長

○清水久二博議長 中野茂明議員

〔27番 中野茂明議員 登壇〕

○27番中野茂明議員 超党派の中野でございます。

今、全国で話題のプルサーマルについて質問をしたらと思いますので、よろしく願いをいたします。

伊方原発3号機のプルサーマル導入計画について幾つかの疑問点があり、市長の見解をたずねます。

去る7月23日に、プルサーマル計画に対する県主催の公開討論会では、同計画に対し、評価なり、あるいは批判なりが有識者の間で論議されましたが、参加した人たちからの質問はある程度制限され、公開討論会とは疑問の残る思いがいたしました。

まず初めに、同計画は、私は、国際的信義に反していないかということであります。世界じゅうの核不拡散の流れから、世界はプルトニウムの利用から撤退しているのは事実であり、しかし北朝鮮、イラン、そのほかの国で核開発をして、国連を中心とする諸国の非難を浴びているのは御存じのとおりだと思います。なぜか日本は、日本だけが大量破壊兵器につながりかねないプルトニウムを平和利用という名のもとに開発し、利用をするのか、また四国電力は以前から伊方、八幡浜の周辺をプルサーマルの計画について戸別に説明をして回っていましたが、ここ大洲でも、討論会あるいは説明会などを開いて市民に説明責任を果たすのが筋ではないかと思うが、県なり四国電力なりに要求するお考えはあるかどうか、見解をたずねます。

次に、安全面でございます。

プルサーマル導入を予定している伊方原発3号機は、今まで燃やしていたウラン濃縮よりも安全率が削られるということでもあります。それは、機能的に余裕がなくなり、早く言えば許容率がなくなってしまう、限度いっぱいになるということでもあります。事故の多発の可能性は大きくなるものと考えられます。

また、原発の事故トラブル等が頻繁に報道をされていますが、そのことにはいとまがないのでございますが、平成18年7月には、伊方原発から異常通報がなかったということでございます。異常通報連絡公表要綱の運用を始めた2001年4月以降、月単位で4回目であったと記事になっております。これは、事故あるいは異常がないということは、月にとって珍しいこと

である、4回しかなかったというふうなこと。これでは、安全ではないということの裏返しではないかと、このように考えます。

公開討論会では、館野中央大学商学部教授は、今の軽水炉でプルトニウムを燃やすというのは愚かである、このように発言をしておられました。また、県か四国電力がやっておるのかわからないんですが、原発へ毎日五、六人の警官が24時間張りついて警戒をしております。何か不安があるだろうと、このように思います。

プルサーマル導入、またプルサーマル導入した場合、原発の使用済み核燃料から発生する高レベルの放射能廃棄物の最終処分地の選定を進めているところでございます。これは経済産業省のエネルギー庁が長期にわたる安全性の懸案から選定作業が難航しておるのでございます。こうした状況を打開するために手土産を増額してこうした状況を打開できないものかなと、こういうことをやっております。

このことに関してもまだ不透明でございますが、この間の新聞にちょっと滋賀県の小まい町で手を挙げたところがあります。これに対し、滋賀県の知事はノーと言っておるような報道も見ております。

このような最終処分場ができない、事業主体である原子力発電環境整備機構が2002年の末に全国の市町村から募集を開始しましたが、いまだ選定には至っておりません、先ほど言いました滋賀県の方で初めて手を挙げたそうでございますが。

国は2028年から10年以内に操業開始を目指している。調査の開始から最終処分地が決定するまでには20年前後かかると言われております。そのため、来年の夏ごろまでには候補地にめどをつけたいとのことであります。

プルサーマルの燃えかす、いわゆる死の灰、その始末もできないまま伊方に置き続けるのは明白であります。想定上の事故が起きるのでは

ないかと懸念されるのですが、このことについて市ではどのような見解を持っておられますか、お聞きしたいと思います。

次に、原発の耐震性についてでございます。

このたび25年ぶりに見直しされることになった原発の耐震設計審査指針、耐震安全性を強化するはずの改定案の信頼性がこの間の新聞によりますと早くも揺らいでおります。ということは、内閣原子力安全委員会の分科会では、5年に及ぶ審議を重ねてきたが、8月末の最終案取り決めの段階で活断層の評価、会議の運営の手順に反発した委員一人が辞任するということがあります。異例の事態となった活断層専門家を含めて約700件に上る公募の意見を真摯に反映しようとしめない分科会の運営にも強く反発して、このような分科会のありさまでは意見を寄せてくれた多くの国民の背信行為になりつつあるということで席を辞したのであります。

また、取りまとめに同意した委員の中にも、活断層の論議が十分に隅々まで行われたとは個人的にはクエスチョンマークであるというふうな声もあります。

ところで、我が国ほどの地震国でプルトニウムを含む放射能の漏れも論議にならないまま、まだ伊方で使おうとする高燃焼度燃料ステップ2とMOXの燃料の燃焼度は非常に高く、同等のものは世界でも見当たらないのであります。フランスも計画しておりますが、これも伊方よりは低い。同等のものがベルギーであるということでございますが、これは非公開だということで四国電力は何も言わない、おかしい内容でございます。非公開だということでございます。世界でも前例のない実験を住民を巻き込むようなことだというような有識者もおります。

日本最大の活断層である中央構造線断層帯が前面の海域を走っている四国電力伊方原発では、このたびの3号機のプルサーマル計画受け入れをめぐって耐震性への不安を理由とした声が上がっております。

その根拠として、政府の地震調査委員会が公表した同断層の長期にわたる評価で、伊方沖活断層を含む石鎚山脈北側西部から伊予灘の区間が動いた場合、その規模はマグニチュード8.0程度かそれ以上の巨大大地震になると予測しているがためであります。

これに対し、四国電力は、国からの評価を具体的な手順を示しながら、必要に応じて適切に対応するとの姿勢であります。伊方沖の海底探査などは既に済んでいることから、同社の関係者は過去の再評価で織り込み済みだと、見方を強めております。

新指針といいますのは、先ほどの二、三日前のあの新聞等にも出ておりましたが、決定をされております。新指針の最終案は語句あるいは表現などのわずかな修正をし、専門部会の審議を経て近く委員会で決定をされる見通し。

ただ、有力なる異論を残したまま新指針で国民あるいは県民の不安をぬぐい去ることができるかどうか、課題を残したまま見切り発車であるというふうなことを新聞等では報じているが、このことについて市長はどのように考えておられるか、所見を伺いたいと思います。

次に、安全協定についてでございます。

原発がよく見える大洲の海の周辺に住む我々としては、朝に夕に見なれた風景でございます。仕事なり、あるいは散歩なり、海岸の恩恵を受けている者としては、この海がいつまでも安全・安心であるように強く願うところであります。住みなれたこの風景の中に大変な変化が起きるのではないかと思うときに、この海、この風景の変化を変えるこのたびのプルサーマル計画が実施された場合は憂慮されるわけでございます。想定外の事故、災害等でこの海が放射能に汚染せられたり、大気が汚染せられたり、ここに住めなくなるのではないかと腹立たしく思います。

先ほどの一般質問を聞いておりますと、保内長浜線が原発の事故の避難道路の予備道路とい

うことを聞きます。そういうふうな中におきまして、この大洲市としてどういうふうな考えでおったらいいか思いやられるとでございます。

プルサーマル計画では、隣接の八幡浜市議会特別委員会は、現状では容認できないと意見をまとめたことについて、県知事は8日の定例会見で同議会の特別委員会が四国電力と安全協定に八幡浜市の参加を求めることについては、県が伊方以外の市町村を代表して安全協定を締結していると否定的な見解を示し、また同協定に準ずる仕組みづくりも同議会ではなく、同市と、八幡浜市と協議することにした。伊方町と同市との計画の賛否が分かれた場合は、対応としては市の理解を求めて努力し、現状をどう変えれば容認できるのか、市長から考え方を聞かなければならないと述べております。

そういうことで、推進寄りの立場をにじませていましたが、会見であったように、ここで市長さん伺います。

県なり伊方町以外の市町村ならば、この最寄りの大洲に打診あるいは協議があってしかるべきであろうと思いますが、恐らく何のこともなかったんではないかと思います。

しかし、今直ちに声を出し、意見を言っておかなければ県はこの声を無視することはできないのであります。八幡浜市議会が意見書を出すというと市長に協議するというふうなことを言っております。黙ってはこの大洲市の市民の安全は守れないのではないかと思います。ひとつぜひその点をよくお含みおきの上、協定の参加を申し出られるお考えはないか、お尋ねをするところでございます。

次に、スポーツ施設の高齢者使用無料化についてでございます。

去る3月定例会市議会における同僚議員の二宮淳議員の一般質問中、「スポーツ施設の65歳以上の無料化について」という問いに対し、「65歳の無料化につきましては、八幡浜・大洲

地区広域市町村圏組合運動公園のテニスコートに限り、組合構成市町の65歳以上を対象といたしまして減免規定を設け、無料にするよう特別の配慮をしたところであります」との答弁があったと思います。

また、同様の3月の市の総務文教委員会で、私が同様の質問に対し、教育部長は本会議で答えられた答弁どおりであったと記憶しております。

実情は答弁とは異なっていて、ある程度の制限があり、ここで細かく申し上げることは控えますが、使用者からは苦情があるのは御存じのとおりだと思います。

老人が元気で運動ができることは世のため、また市のためにもなるのではないかと考えます。どうか3月の議会で教育部長が答弁のとおり、同運動公園のテニス場の無料化にはならないのか、誠意ある御答弁をお願いいたしまして質問を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○首藤馨市長職務代理者 議長

○清水久二博議長 首藤市長職務代理者

〔首藤馨市長職務代理者 登壇〕

○首藤馨市長職務代理者 中野議員御質問中、伊方原発3号機プルサーマル導入計画について、4点御質問があったわけですが、そのうちの安全協定の申し入れについてお答えをいたします。

大洲市として、愛媛県に安全協定の申し入れをする考えはないかという御質問でございます。

この件につきましては、原子力発電所の所在する市町村並びに原発立地の市町村に隣接する市町村において、安全協定または確認書の締結を行っているものでございます。

報道によりますと、知事は八幡浜市が安全協定への参加を求めたことに対しまして、中野議員さん御指摘のとおり、県は伊方町以外の市町を代表し、協定を締結しているという否定的な

見解を示しております。

このようなことでございますので、市といたしましては今後とも引き続き原発立地県の状況や県内市町の動向等を注視いたしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。御理解いただきたいと思います。

なお、その他原発関係の質問については担当部長の方から答弁をさせていただきます。

○小島健市総務部長 議長

○清水久二博議長 小島総務部長

〔小島健市総務部長 登壇〕

○小島健市総務部長 伊方原発3号機プルサーマル導入計画について、助役が答えました以外のことをお答えをいたします。

まず、公開討論会についてでございますが、プルサーマルに関しますこの公開討論会につきましては、国においては本年6月4日に伊方町において開催をされまして、約700の方が参加をされております。また、県におかれましては、申されましたように7月23日に松山市を主会場といたしまして、伊方町を副会場として、この2つの会場を結んだ形で開催をされております。

当大洲市の議員各位、また市民の皆様も参加をされておられて、それらを含めて県民の皆様全員で約1,800人の参加があったというふうに承知をいたしているところでございます。

これらの公開討論会につきましては、マスコミ等でも報道されておりますように、推進の立場あるいは慎重、反対の立場から活発に意見が交わされたところでございます。

この公開討論会を開催することについて、大洲市として要請をすることに関しましては、こういった公開討論会につきましては、プルサーマル計画の受け入れの是非について、専門家の意見を参考にしながら県民の理解促進と意見把握に努めまして、決定への一判断材料としていくという目的があるものと思っております。既に国及び県の立場でそれぞれ公開討論会を実施

されておりますし、またマスコミの報道等によりますと、その決定権を有しております愛媛県並びに伊方町におかれましては、年内にもその最終判断を出すとの見通しでございます。

これらのことから、本市といたしましては、中野議員御提案のような公開討論会について要請をしないということで、御理解をいただきたく存じます。

次に、プルサーマルの安全性の問題につきましては、先ほど申し上げました公開討論会などを通じまして、これまでにさまざまな議論がなされているわけでございます。

また、このたび県の伊方原発環境安全管理委員会からは国の安全審査を妥当とする結論が出されておりまして、県独自の技術的検証を終えたところでございます。

安全性の判断につきましては、本年6月の市議会におきましても答弁させていただきましたように、高度な専門性を有しておりますので、国及び県にゆだねることが最善ではなかろうかと考えているところでございます。

今後とも市民の安全性が十分に確保されますように、県におかれましてはとうとい県民の生命と財産を守るという最も重要な視点に立っていただきまして、慎重に結論を出していただきたいと考えているところでございます。

次に、原子力安全委員会より示されました原発耐震指針の信頼性の問題につきましては、さきに申し上げましたように、安全性の問題と同様に高度な専門性を有する事項でございます。この信頼性につきましては、本市が独自に判断することは困難でございますが、新たな指針におきましては施設の耐震設計上の重要度も厳しく設定するなど、従来以上のレベルとなっているようでございます。これに沿いまして四国電力が伊方原発の耐震性を再評価し、国での審査や県の確認が行われるものと理解をいたしているものでございます。

以上、お答えといたします。

○尾崎公男教育部長 議長

○清水久二博議長 尾崎教育部長

〔尾崎公男教育部長 登壇〕

○尾崎公男教育部長 それでは、私の方からは高齢者に対する体育施設の無料化についてお答えを申し上げます。

このことにつきましては、先ほども言われたようにことしの3月議会で答弁したものでございまして、再度申し上げますと次のように答弁したものであります。

「議員御質問の65歳以上の無料化につきましては、八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合の運動公園のテニスコートに限り組合構成市町の65歳以上の方を対象といたしまして、減免規定を設け、無料とするよう特別な配慮をしているところでございます」。

以上のとおり、運動公園のテニスコースに限っての無料化につきましては、減免規定を設け、それに基づき実施しておりますので、私としては答弁内容としては間違ったものではないというように理解をしております。

なお、減免規定の細かい内容までお答えをしておりますませんが、私としては減免規定があるということを申し上げれば、一般的には減免規定に基づき運営していること、また内容が必要な方は減免規定を見れば簡単にわかるということを御理解いただけるものと考えておりましたので、詳細の説明までは省略したものでございます。

なお、無料化につきましては、減免規定どおり運用してまいりたいというように考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

ただ、私の答弁の中で詳細に説明をしなかったということで配慮が足りないということでございましたら、私としてもこれ以上は申し上げようがございませんので、配慮不足についてはお断りを申し上げる次第であります。

以上、お答えといたします。

○27番中野茂明議員 議長

○清水久二博議長 中野茂明議員

〔27番 中野茂明議員 登壇〕

○27番中野茂明議員 まず、市長さんにお尋ねをするわけです。

今の何ですね、安全協定に加わるかというふうなことはこっちから言わないということなんですか。よく考えておくというふうなことじゃったんですか。その点、再度お聞きをしたらと思います。

また、安全性というふうなこともちょっと出てきておりました。安全性ですね、この言葉はよく考えていただいてももらえないかんということです。原発、今の先ほどの一般質問にも出ておりました。長浜保内線は国道197号あるいは387号の予備として位置づけられておるというふうなこと、これは避難道路ですね、万が一のことがあったんではいかんので避難道路として位置づけられると、こういうふうなことがこれ実際にあるわけですね。

それと、伊方原発1号機、2号機、3号機、この電気の電柱といいますかね、これは皆この川筋に通っております。ここの鉄塔の安全性も疑われるようなところがありますよ。

この間、東京で大きな停電事故がありました。そういうふうなことにもなりかねないようなこともあります。八幡浜よりは、恐らく本数的にも大分大洲の方が立っているのではないかと、このように考えます。黙っておったんでは私はいけない、このように思います。ひとつそこを十分に考えていただいて、ひとつ県の方へ物を言ってもらわな、県がしよることをじっと見るというふうなことでは事が進まないのではないかと、このように思います。ひとつよろしくお願いいたします。

それと、教育部長さんのお答えですが、私はちいと頭悪いけん言うんじゃが減免という減免規定を設けて、この規定を、あるんなら、あるでしょうな、ここで答えておられるから。この

内容をよく言うてもらわな、聞く方にとったら、はりゃというふうなことで、これは無料化よということになりますよ。減免規定というのは、無料化、無料がこれが減免規定よと、このようにとりますよ。内容をこういうふうなことでありますということを答えてもらわにゃ、苦情が来とるでしょう、どこかへ。私はそう思いますよ。減免規定というのは、ちいと学校へは行っとりませんけん、余りなんです、減免規定というたらそういうふうなものです。私は無料化というのが減免規定でこうなったんだと、このように解釈しとります。そこらのところをちいと頭の悪いのにもわかるように話してもらわにゃいけんと思います。ひとつよろしくお願いします。

○首藤馨市長職務代理者 議長

○清水久二博議長 首藤市長職務代理者

〔首藤馨市長職務代理者 登壇〕

○首藤馨市長職務代理者 中野議員の再質問にお答えをいたします。

まず、安全協定の件でございますが、県が報道しておりますように、県は伊方町以外の市町を代表して協定を締結しているという否定的な見解は事実でございます。当市もこれに従っていきたいというふうな考えも事実でございます。

しかし、ほかの原発立地県の状況、それから県内市町の動向、これなどを注視しておって皆さんのお考えも参考にしながら対応していきたいというのがこの安全協定に対する考えでございます。

それから、2点目に言われました安全性の問題でございます。

私も先ほど言われました県の松山市で行われました公開討論会に出席をさせていただきました。専門性が余りにも高いということもございまして、よく反論することもできず、わからないことが多かったように認識をいたしております。そのような中で、安全性を認識して大洲で

判断しろと言われても、これはそのような職員も現在おらないのが現状でございます、国、県にゆだねるところが多いと申し上げておるところでございます。

それから、避難道路のことでございますが、原発の災害の場合の避難路というようなことで位置づけた道路整備をという御要望であったわけでございますが、原発の大きな、天災のような大きな事故も一応想定された万々の場合のすべての場合の対策というのは立てておく必要はあるのではなかろうかと、そのような意味でも安全に安全を重ねた対策は必要であると考えておまして、その一つが出石寺からも通行ができる道路という意味であろうと考えております。

以上、お答えといたします。

○尾崎公男教育部長 議長

○清水久二博議長 尾崎教育部長

〔尾崎公男教育部長 登壇〕

○尾崎公男教育部長 ただいまの質問では、私の方、答弁が不十分だったようでございまして、再度答弁をさせていただいたらと思います。

八幡浜・大洲地区運動公園内取り扱いの内部規定、細かい内容でございますが、第5条を申し上げますと、「組合の構成市町の住民で65歳以上の者が使用する場合は、平日の週3日、12時から17時までの間に2コートを限度として使用料を減免することができる。ただし、大会開催等によりテニスコートの使用ができない場合はこの限りでない」というのが減免規定の内容でございます。何とぞ御理解をいただいたらというように思っております。

以上、お答えといたします。

○27番中野茂明議員 議長

○清水久二博議長 中野茂明議員

〔27番 中野茂明議員 登壇〕

○27番中野茂明議員 市長さんにもう一度お尋ねをいたしますが、やっぱし事故が起きて、大

きなときが起きてでは間に合わないですよ、これは。ほやから、今のうちに声を出してこちらの参加もそこへ入れてもらわにゃ、後からおつておられんようになってから、とてもじゃないが手を挙げたっていけませんで、今のうちにやらな、私はそう思います。

ほやから、そういうことで市長さんおいでにゃ助役さんでも結構です。また議会の方からでも結構ですが、ひとつ何かの声を上げて、あつてからでは間に合わないのです、大きな想定外の災害が起きたときには。そういうことで、そのときからあれっというたんではとても間に合いませんので、ひとつ今から言っときますが、手を挙げて県に具申なり四国電力に言っとかにゃいかんと思います。

それと、教育部長さん、もうこれ最後なんです、先ほども言いましたように、第何条の何ぼというふうなのを初めから言ってもらなあ、私たちにはそういうものは目通したことはないんですから、減免措置というか、減免措置というたら無料って、これでまけてもらたというふうなことしか思えんのでしょうか。ほやから、そういうことはきちっと初めから言うてもらわにゃ、私らは誤解も8回もします。ひとつよろしく願いいたします。

○清水久二博議長 次に、二宮淳議員の発言を許します。

○9番二宮淳議員 議長

○清水久二博議長 二宮淳議員

〔9番 二宮淳議員 登壇〕

○9番二宮淳議員 超党派の二宮でございます。

首長さんがおられない中での一般質問ということで非常に困惑もいたしておりますし、何か間が抜けたような感も否めないでもないんですけれども、理事者側の明快なる御答弁を期待いたしまして、一般質問に入らせていただきたいと思います。

まず、大洲市財政についてでございます。

最近では、北海道夕張市が財政破綻し、財政再建団体へと移行することとなりました。ここでの問題点は、予算、決算にあらわれない一時借入金を使った会計操作ややり起債による借金や赤字を隠していたことにあるようです。

大洲市においても地元産業の衰退や人口流出で財政危機に直面していると思われます。16年度の公債費比率は20.5%でありましたが、2003年から2005年度の平均値は23.1%と、県内で最悪の状態となっております。

単純に数字だけでの判断はできないとは思いますが、初日の提案理由説明で2012年度には18%以下にしたいという話もありましたし、行政改革大綱、集中改革プランに沿って改善はされているとは思いますが、実際にはその財政状況は少しでも好転しているのかをお伺いいたします。

また、大洲市において一時借入金の実態はどうなっているのか。他会計と資金のやりとりはないのかもあわせてお伺いいたします。

ちなみに、昭和の合併後の長浜町が財政再建団体だった当時を私なりに調べてみましたので、一言申し添えておきます。

私の生まれる前の出来事ですが、昭和30年1月1日、6カ町村の合併による各町村から寄せられた赤字はかなりの額になり、財政運営がつつもさつつもいなくなり、12月に地方財政再建促進特別措置法の適用を受けざるを得なくなりました。期間は、当初は12年間の予定でしたが、初代町長末永さんを初め2万町民の理解と努力によって5年間短縮のめどが立ち、実質37年度には再建計画を完了し、一人前の自由な公共団体として大手を振って歩ける身分となったようであります。

とにかく予算も自由に組めないみじめな状態がいかに過酷であったかということを理解していただき、5万市民のために万全を期していただくようお願いを申し上げます。

続きまして、ＵＪＩターンについてござい

ます。

団塊世代の多くが定年を迎える2007年問題がありますが、その人たちが近年健康志向、環境意識の高まりやゆとり、安らぎを求めるなどの価値観の多様化が進み、多くの都市市民において農山漁村の自然環境などといった地域資源に対するニーズが高まってきて、田舎暮らしの願望を持っておられるという話はよくお聞きします。その方たちにぜひとも大洲市に来ていただき、定住されることの効果は多岐にわたると思います。その高い知識や行動力をもって地域活動の主体的な役割を担って地域社会活性化の力強い活力となることが考えられます。

実際に長浜町の青島でも定年を迎えられたお二人がＵターンして帰ってこられるというふうなことでございます。

団塊の世代だけでなく、市外の若者にも当市に住んでいただく取り組みも必要と考えます。

今や若者の2人に1人は大都市圏で生まれ育ち、地方の暮らしを知らない世代です。若者のＵＪＩターン志向を現実の動きにつなげていくためには、地方での生活体験のない若者に生活の場として地方を認識する機会を用意することも長い目で見たときに必要じゃないかと考えます。

国土交通省では、地域づくりの取り組み支援として都市地方連携推進事業を行っておりますが、その概要は都市と農山漁村との間の交流促進により地方の活性化を推進するとともに、都市住民の生活の充実を図るものであり、都市と地方の農山漁村等の市町村や住民、ＮＰＯ等の連携により行われる先導的な交流事業をソフト、ハード両面にわたって一体的に支援しますということでございます。

農山漁村等の地方においては、少子・高齢化の対応や地域経済の活性化等が求められております。ぜひとも大洲市においても定住の促進に向け、受け皿となる住宅の整備や農林漁業等への就業支援などの措置を拡充するなど、その施

策を出していただきたと思います。例えばホームページでの呼びかけ等さまざまな取り組みによるＵターン、Ｉターンなどの定住促進に向け努力が必要と考えますが、いかがでしょうか。

続きまして、大洲市ホームページについてでございますけれども、大洲市においてもホームページがあり、その内容の充実は絶えず考えておかななくてはならないと思います。

現在は、役所からの一方通行で市民からの要望、意見等を聞き入れるシステムがありません。以前は掲示板があり、自由に書き込みができ、市民と役所が意見交換できていたとお聞きます。なぜそれが今は中止になっているのか。市政への意見、要望、問い合わせの窓口を設け、少しでも住民の声を聞き、いろいろな問題点を知り、住みよいまちづくりに励んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。

また、最近ではインターネットを通じて会員や仲間が交流できるソーシャル・ネットワーキング・サービス——ＳＮＳというものがありますけれども、これを利用することでより細かい住民の声を聞くことができます。

愛媛では、四国中央市がことしの10月1日から県内の市町では初めてＳＮＳ機能を導入することとなっております。このＳＮＳを立ち上げる用意がないかもあわせてお伺いいたします。

次に、職場体験についてでございます。

現代は若者のフリーター、ニート志向や早期離職者が増加する中、児童・生徒に勤労観や職業観を育てるキャリア教育が重要になってくるものと思われます。そうした中で、大洲市の中学校での職場体験学習は的を射たものとなっていると思います。

しかし、希望企業等が集中し、生徒の要望に沿えなかったりという問題も多々あったとお聞きます。そのような改善を求め、一層の充実が求められますが、具体的な実施内容は現状はどうなっているのか、その成果はどのようにお考えかをお伺いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○首藤馨市長職務代理者 議長

○清水久二博議長 首藤市長職務代理者

〔首藤馨市長職務代理者 登壇〕

○首藤馨市長職務代理者 二宮議員さん御質問中のＵＪＩターンについてお答えをいたします。

団塊の世代、つまり昭和22年から24年ごろまでの第1次ベビーブーム時代に生まれた世代でございます。大体約680万、全人口の5.4%を占めまして、他の世代と比較いたしまして人数が多いということで知られておるわけでございます。

また、2007年問題といたしましては、その団塊の世代の方々が定年退職を迎えることに伴いまして、発生が予想されますさまざまな問題のことでございます。その後、間もなく訪れる超高齢化社会の到来とあわせまして、適切な対応が求められているものでございます。

国土交通省が平成17年度に団塊の世代の方々を対象に行ったアンケート結果によりますと、東京圏にお住まいの方の約4割が移住を希望されており、主な希望先は海、山に近いところや地方都市というところで、静かな環境の中で自然と触れ合う暮らしを求められていることが明らかになっております。

このような中、本市における状況でございますが、農業の面で県の新規就農促進対策事業を活用した松山市からのＩターン者の青年農業者として活躍されておるところでございます。

また、父の退職に伴いましてＵターンされたお子様が親子で新規就農されるといったケースもあるわけでございます。

また、観光の分野におきましては、愛媛県が今年度より進めております移住促進型観光推進事業の取り組みの中で、地域資源の掘り起こしを行い、滞在型の観光メニューや山村の生活体験を通して土地の人々との触れ合いを演出する試みを進めており、県のホームページに掲載さ

れ、こうした取り組みが、ひいては本市への移住促進につながることを期待しておるところでございます。

議員御指摘のとおり、団塊の世代の皆様を初め、若者を本市に呼び込むことは抱負な知識と経験をもとに地域社会におけるボランティア活動やコミュニティ活動の担い手になること、生活に余裕ができたことから、豊かな生活に向けた消費者となること、さらに就農される場合には地域農業の担い手となるといったように、地域の活力をもたらすものとして非常に重要な施策であると考えております。

今後、有能な人材を確保並びに定住促進に向けて資金面のバックアップを初めホームページなどでの情報提供、移動に伴う住宅問題や安定した収入対策などについて、県や関係機関と連携を図りながら総合的に判断いたし、効果的な施策の展開を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○上村孝廣企画財政部長 議長

○清水久二博議長 上村企画財政部長

〔上村孝廣企画財政部長 登壇〕

○上村孝廣企画財政部長 私の方からは大洲市財政について及び大洲市ホームページについてお答えをいたします。

まず初めに、財政状況につきましては、少しでも好転しているのかという御質問でございますが、中期財政見通しにおきましては、平成18年度から平成21年度までの4年間の財源不足額を43億円と見込みまして、これをいかに乗り越えていくかが行財政改革の目指すところと十分認識をいたしております、行政改革大綱及び集中改革プランを昨年度策定をいたしました。

計画2年目の途中でございまして、現時点で好転しているとは言えない状況ではございますが、数値であらわれております17年度、1年目

の計画目標額約2,700万円に対します効果額といたしましては約5,000万円、計画目標分以外の効果額といたしましては4,500万円、合わせまして77件の取り組み項目で約9,500万円の効果が出ているところでございます。

しかしながら、当市の財政状況につきまして、御承知のとおり大変厳しい状況の中にありまして、歳入の2本柱の一つであります市税につきましてはまだまだ増加に転じるとは思えず、また普通交付税につきましても昨年度より約5億円減収となっております、ますます厳しさが増してくる状況となっております。

今後、策定いたしております大綱等を確実に実行することで持続可能な財政構造の構築を図りまして、大洲市の将来像であります「きらめき創造大洲市 - みとめあい ささえあう 肱川流域都市 - 」を目指した施策の具体化を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、一時借入金の実態につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定によりまして、一時借入金の最高額を20億円と予算に定めておりますが、昨年度におきます当市での一時借入金の借入実績はございません。

また、今年度も現在のところ一時借入れをしなければならない状況にはございません。

他会計との資金のやりとりにつきましては、予算に計上をいたしております通常生じます一般会計と特別会計の繰出金、繰入金の関係はございますが、議員さん御指摘の夕張市のような資金のやりとりはしていないのが現状でございます。

次に、大洲市ホームページについてでございます。

以前のホームページにあった掲示板がなぜ中止になったかという御質問についてでございますが、合併前の旧大洲市ホームページの例では、「市民の広場」という掲示板を設けまして自由な情報交換、情報交流の場を提供する目的

で開設をいたしておりましたが、匿名での登録が可能なることもありまして、発言者への中傷や不快な表現を含む投稿が急増し、開設の趣旨にそぐわない状況に至りまして、平成15年9月に廃止せざるを得なくなりました。

掲示板の仕組み上、だれもが匿名で24時間自由に書き込みができますことから、投稿記事に個人情報が含まれた場合に、記事の削除など即座に対応できないなど運用面での問題もありますことから、今のところ掲示板を構築する計画はないのが現状でございます。

次に、ソーシャル・ネットワーキング・サービスを立ち上げる用意がないかという御質問でございますが、このサービスは新たに友人関係を広げることを目的に参加者が互いに友人を紹介し合い、友人関係や仕事関係、個人の趣味、趣向等を登録していくコミュニティー型のサイトでございますが、限られた会員内でのサービスであるため、偏った意見に発展する懸念もございまして、また個人情報の流出も心配をされております。

このようなことから、ソーシャル・ネットワーキング・サービスの立ち上げにつきまして、先ほど議員さん申されましたように、四国中央市が10月から始められるということでございますが、先ほど申しましたことによりまして、今後他市の状況を参考にしながらシステムの内容、管理の体制、効果などにつきまして研究をさせていただいたと思っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

なお、市政への御意見、御要望、お問い合わせにつきましては、開設をいたしておりますホームページ内に「お問い合わせコーナー」を設けておりますので、お気軽に御利用をいただければと思っております。

また、今後ホームページ上で広く市民の皆様から市政に対する御意見、御要望を募集するため、パブリックコメント制度の導入を実施に向けまして準備中でございますので、御理解を賜

りたいと存じます。

今後とも市民の皆様と親しまれるホームページづくりに努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上、お答えといたします。

○ 叶本正教育長 議長

○ 清水久二博議長 叶本教育長

〔 叶本正教育長 登壇 〕

○ 叶本正教育長 それでは、私の方からは中学生の職場体験についてお答えをしたいと思います。

大洲市では、市内の全部の中学校で職場体験学習を行っており、従来はほとんどの学校が1日間の体験学習でしたが、昨年度文部科学省からキャリア・スタート・ウィーク事業の研究指定を受け、主に中学校2年生500名余りが5日間の職場体験を行っております。

職場体験先としては生徒の興味、関心のある職場での体験が職業観や就業観を身につけるのによいのではないかと考え、生徒に希望調査を行い、受け入れ先に依頼し、調整を行いました。

昨年度は5日間という長い期間、また実施期間もある時期に集中していたせいもあり、生徒の要望に沿えなかった面もありましたが、各受け入れ先には本事業の趣旨を理解していただき、大変協力していただきました。

職場体験後の生徒からは、働くことの大切や喜びを学び、将来のことや自分が今やるべきことを考えるようになったとか、地域の事業所で働くことにより、大洲のことを深く知ることができたなど、この体験学習を肯定的に受けとめ、学習のねらいが達成できたのではないかと考えております。

また、受け入れ先の評価も全体的には高く、受け入れ体制を整え、指導方法も考えていきたいなど、ありがたい意見もいただきました。しかし、連続5日間という期間は受け入れ先にとってはやや長過ぎて事業に支障を来すとか、一

部の生徒ではありますが、目的意識がはっきりしないまま体験をしていたなどの意見も聞かれました。

そこで、今年度は前年度の成果と反省をもとに、市内の中学校では3日間の職場体験学習を計画し、既に7校は体験学習を終えています。また、体験学習に入る前までの生徒への指導の一層の充実を学校にお願いをしているところであります。

職場体験学習を充実したものにするためには受け入れ先の確保が大切ですので、今後も各機関と連携しながら、本学習を進めていきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○清水久二博議長 以上で本日の質疑、質問を終わります。

これをもって本日の日程を終了いたしました。

あす9月26日午前10時から本会議を開きます。

日程は、本日に引き続き第98号議案から第105号議案及び第110号議案から第115号議案の議案14件に対する質疑と市政全般に対する質問であります。

~~~~~

○清水久二博議長 本日はこれにて散会いたします。

午後2時56分 散 会

~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

大洲市議会議長

大洲市議会議員

大洲市議会議員